

省エネ法の手引き

工場・事業場編

—令和4年度改正対応—



経済産業省
資源エネルギー庁

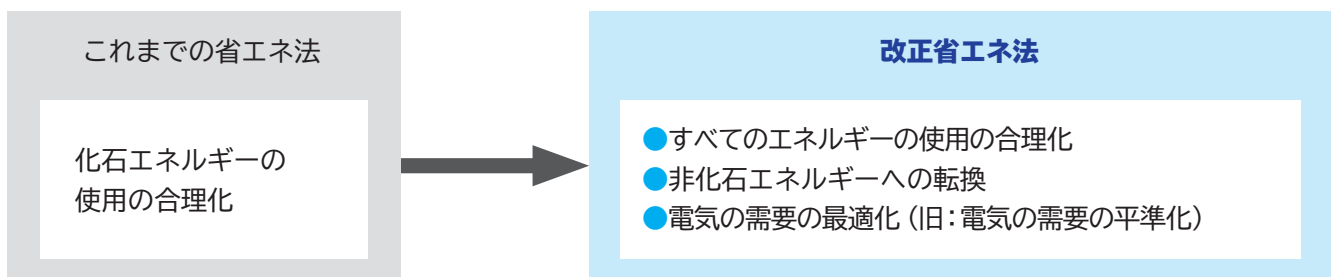
最近のトピックス

省エネ法が変わります

省エネ法の改正について

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）は、一定規模以上の（原油換算 1,500kl / 年以上使用する）事業者は、エネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネ取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。

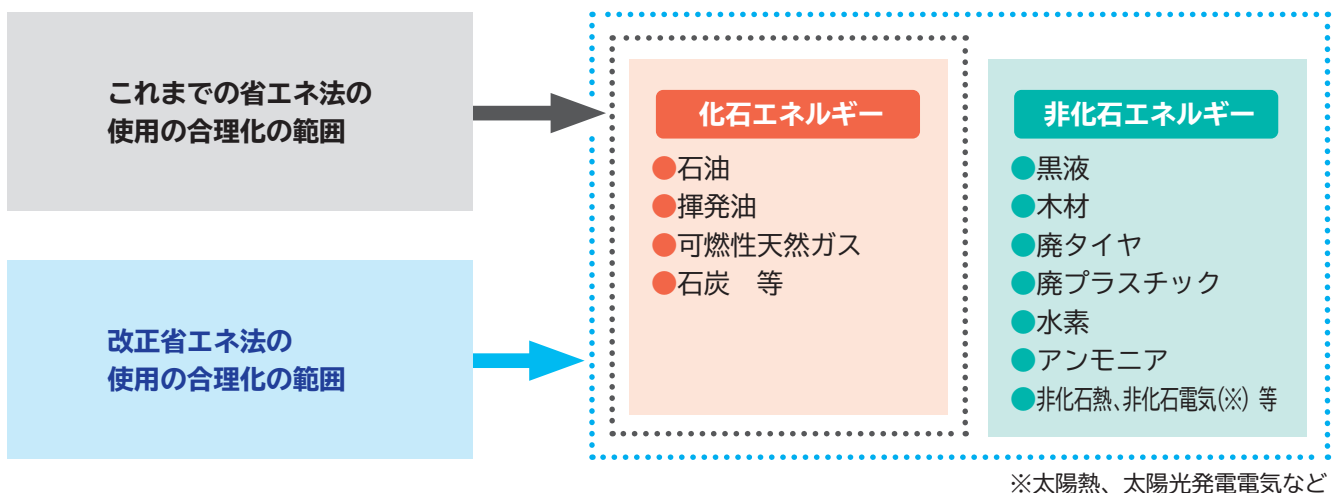
2050 年カーボンニュートラル目標や 2030 年の野心的な温室効果ガス削減目標の達成に向けては、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進める必要があります。また、太陽光発電等の非化石電気の導入が増える中で、供給側の変動に応じて、電気の需要の最適化（デマンドリスポンス [DR]）を行うことが求められています。このため、省エネ法ではこれまで化石エネルギーの使用の合理化等を求めてきたところ、今後は非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律に変わります。



改正の概要

1. エネルギーの使用の合理化

改正省エネ法では、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの合理化が求められます。これに伴い、非化石エネルギーが報告対象に加われます（詳細は P.11）。

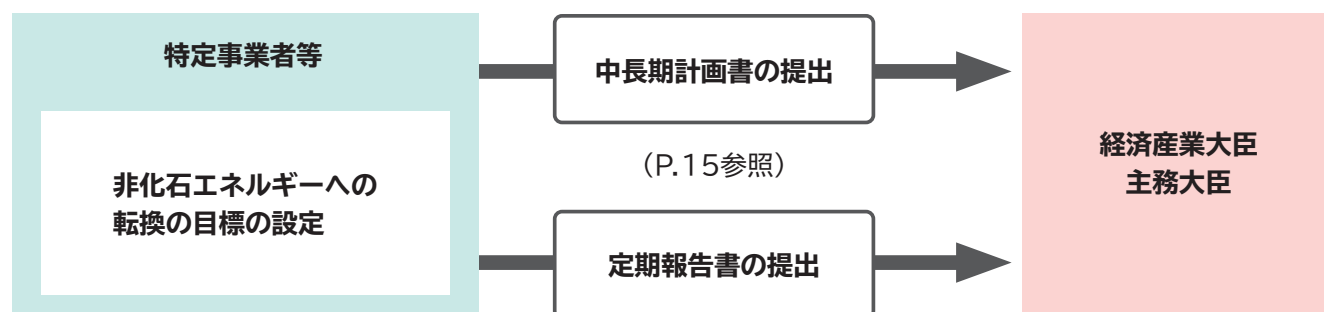


すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。

2. 非化石エネルギーへの転換

特定事業者等は、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギーの使用状況等の定期報告を行うことが求められます。

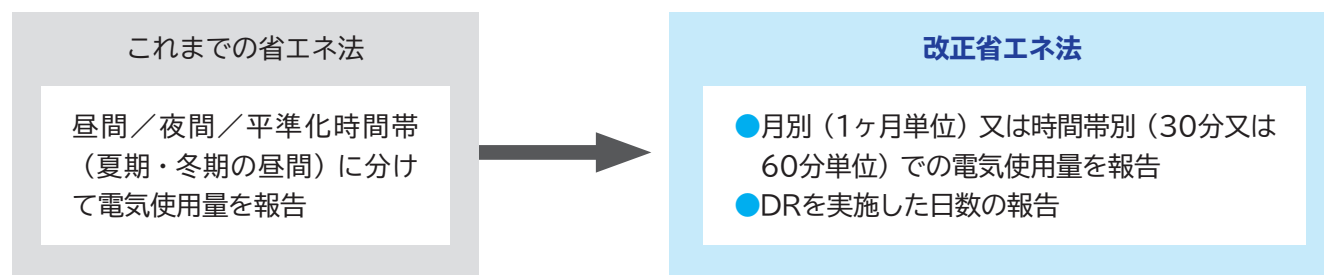
非化石エネルギーへの転換の目標については、国が定める目安の有無によって、何を設定するかが異なります（詳細は P.12）。



非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書等の提出が必要になります。

3. 電気の需要の最適化（旧：電気の需要の平準化）

再エネ出力制御時への電力の需要シフトや、電力の需給ひっ迫時の電力の需要減少を促すため、特定事業者等は、電力の需給状況に応じた「上げ DR（再エネ余剰時に電力需要を増加させる）」・「下げ DR（電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させる）」の実績報告を行うことが求められます（詳細は P.14）。



新たに「DRを実施した日数の報告」が必要になります。

その他の改正事項

●ベンチマーク制度の対象業種の追加・目標値の見直しについて【P.16】

■ベンチマーク制度は、業種・分野別に目指すべきエネルギー消費効率の水準を定め、その達成を求めることで事業者の省エネ取組を促すものです。2022 年度より石炭火力供給業、データセンター業と圧縮ガス・液化ガス製造業がベンチマーク制度の対象業種に追加され、ソーダ工業において目標が見直されました。（2023 年度より報告）

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
2B	石炭火力 電力供給業	当該事業を行っている工場の石炭火力発電の効率	43.00% 以上
16	データ センター業	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）を当該事業を行っている事業所における IT 機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）にて除した値	1.4 以下
17	圧縮ガス・液 化ガス製造業	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量	LNG 冷熱利用事業者： 0.077kl/ 千Nm ³ 以下 その他の事業者： 0.157kl/ 千Nm ³ 以下
6B	ソーダ工業	電解工程の電解槽出力カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.00GJ / t 以下

目 次

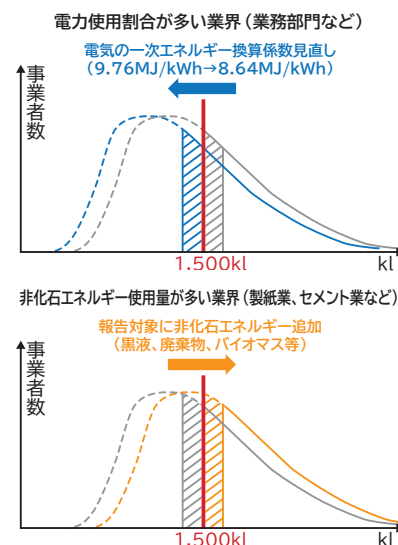
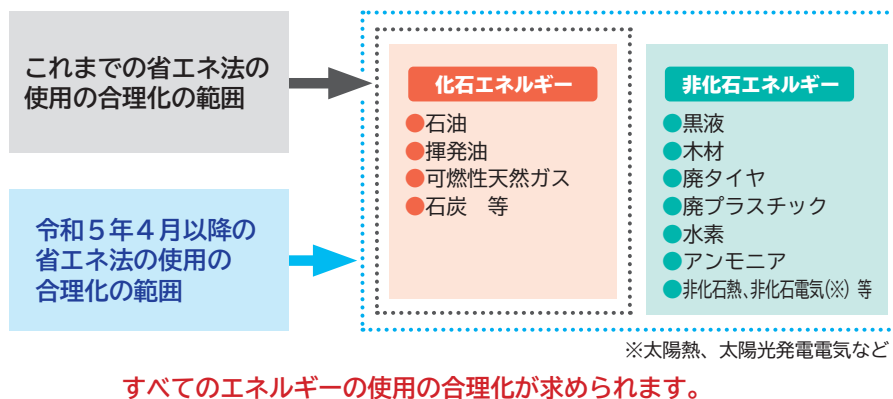
①はじめに	2
①-① 省エネ法とは	2
①-② 省エネ法におけるエネルギー	2
①-③ 省エネ法が規制する分野	2
②工場等に係る措置	3
②-① 規制の対象となる事業者	3
②-② 事業者の義務	
(1) 事業者の義務の内容	4
(2) 提出書類及び提出期限一覧	5
(3) 各種届出等のフロー	6
(4) エネルギー管理統括者等の選任・資格要件及び選任数	7
②-③ 事業者が遵守すべき判断基準・指針	
(1) 判断基準	8
(2) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準	8
(3) 工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準	9
(4) 工場等における電気の需要の最適化に資する措置に関する指針	10
②-④ 改正省エネ法における3つの評価軸	
(1) エネルギーの使用の合理化	11
(2) 非化石エネルギーへの転換	12
(3) 電気の需要の最適化	14
②-⑤ 計画と報告	
(1) 中長期計画書	15
(2) 定期報告書	15
②-⑥ その他制度	
(1) 産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）	16
(2) 連携省エネルギー計画の認定制度	17
(3) 共同省エネルギー事業	18
(4) 認定管理統括事業者の認定制度	18
(5) 登録調査機関による確認調査制度	19
(6) 定期報告書の任意開示制度	20
(7) 開示制度への参画方法	21
(8) 事業者クラス分け評価制度	21
③各種提出書類記入例	22
④省エネポータルサイト 事業者向け省エネ関連情報について	54
⑤定期報告書及び中長期計画書の電子申請	55
⑥各種支援策	56
⑦よくある質問と回答	57

①-① 省エネ法とは

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）は、一定規模以上の（原油換算で1,500kl／年以上のエネルギーを使用する）事業者に、エネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。

①-② 省エネ法におけるエネルギー

省エネ法におけるエネルギーとは、以下の青枠に示す燃料、熱、電気を対象としています。令和5年4月から新たに非化石エネルギーが報告対象に加わり、それに伴い業態ごとに右図のようなエネルギー使用量の変動が想定されます。



①-③ 省エネ法が規制する分野

省エネ法がエネルギー使用者へ直接規制する事業分野としては、工場・事業場及び運輸分野があります。工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者や輸送事業者・荷主に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準を示すとともに、一定規模以上の事業者にはエネルギー使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行うこととしています。また、エネルギー使用者への間接規制として、機械器具等（自動車、家電製品や建材等）の製造又は輸入事業者を対象とし、機械器具等のエネルギー消費効率の目標を示して達成を求めるとともに、効率向上が不十分な場合には勧告等を行っています。

エネルギー使用者への直接規制	工場・事業場	運輸	
	努力義務の対象者	貨物/旅客輸送事業者	荷主
	工場等の設置者 ・事業者の努力義務	貨物/旅客輸送事業者 ・事業者の努力義務	荷主 ・事業者の努力義務
	報告義務等対象者 特定事業者等 (エネルギー使用量1,500kl/年以上) ・エネルギー管理者等の選任義務 ・中長期計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	特定貨物/旅客輸送事業者 (保有車両トラック200台以上等) ・中長期計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	特定荷主 (年間輸送量3,000万トリ以上) ・中長期計画の提出義務 ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務
使用者への間接規制	機械器具等		一般消費者への情報提供
	製造事業者等 (生産量等が一定以上) ・自動車、家電製品や建材等32品目のエネルギー消費効率の目標を設定し、製造事業者等に達成を求める		家電等の小売事業者やエネルギー小売事業者 ・消費者への情報提供（努力義務）

※建築物に関する規定は、2017年度より建築物省エネ法に移行

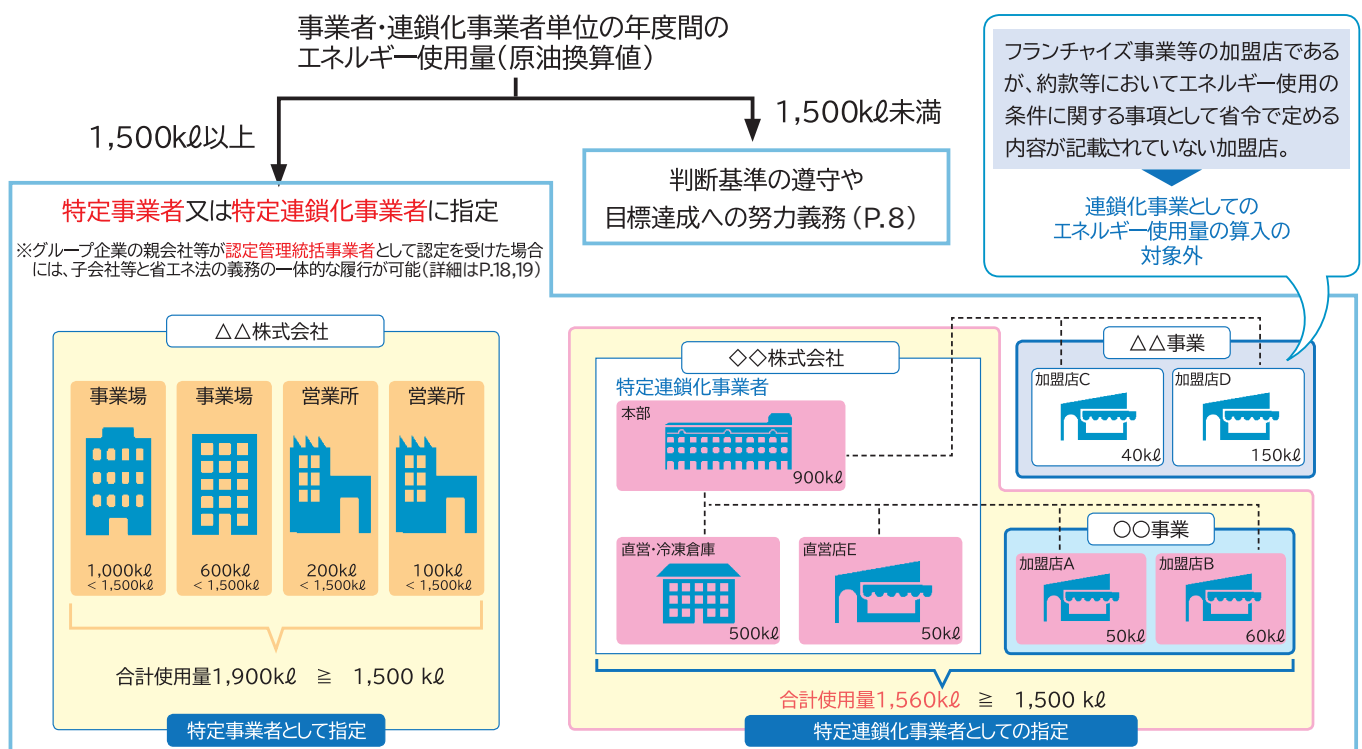
2 工場等に係る措置

②-① 規制の対象となる事業者

事業者^{注1}全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ/年度以上である場合は、そのエネルギー使用量を国に届け出て、特定事業者の指定を受ける必要があります。

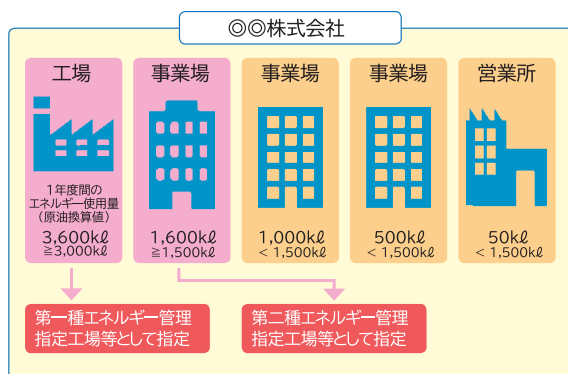
フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合は、その本部が連鎖化事業者^{注2}となり、加盟店を含む事業全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ/年度以上の場合には、その使用量を本部が国に届け出て、本部が特定連鎖化事業者の指定を受ける必要があります。

また、個別の工場や事業場等の単位でエネルギー使用量が1,500kℓ/年度以上である場合は、各々がエネルギー管理指定工場等の指定を受ける必要があります。



さらに工場・事業場単位で
年度間のエネルギー使用量が1,500kℓ以上の場合

各工場・事業場を
第一種エネルギー管理指定工場等（3,000kℓ～）
第二種エネルギー管理指定工場等（1,500kℓ～3,000kℓ）
に指定^{注3}



注1：事業者の範囲

事業者の範囲は、法人格が基本となります。したがって、子会社、関連会社、協力会社、特殊会社等はいずれも別法人であるため、別事業者として扱われます。

注2：連鎖化事業者

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、次の(1)及び(2)の両方の事項を加盟店との約款等^{*}で満たしている事業者をいいます（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第39条）。

- (1)本部が加盟店に対し、加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告をさせることができること。
- (2)加盟店の設備に関し、以下のいずれかを指定していること。
 - 空調設備の機種、性能又は使用方法
 - 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
 - 照明器具の機種、性能又は使用方法
 - 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

※本部が定めた方針又は行動規範、マニュアル等を遵守するといった定めが約款等に規定されている場合において、当該方針、行動規範又はマニュアル等に(1)及び(2)の条件が規定されている場合についても同様に連鎖化事業者として扱われます。

②-② 事業者の義務

(1) 事業者の義務内容

事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kℓ/年度以上であり、特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定並びに認定管理統括事業者に認定された事業者は、以下の義務、目標が課せられます。

また、エネルギー管理指定工場等に指定された工場・事業場等については、個別に下記の義務が課せられます。

● 事業者全体としての義務

年度間エネルギー使用量 (原油換算値 kℓ)		1,500 kℓ/年度以上	1,500 kℓ/年度 未満
事業者の区分		特定事業者、特定連鎖化事業者 又は認定管理統括事業者(管理関係事業者を含む)	—
事業者の義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者	—
	提出すべき書類	エネルギー使用状況届出書(指定時のみ) エネルギー管理統括者等の選解任届出書(選解任時のみ) 定期報告書(毎年度)及び中長期計画書(原則毎年度)	—
	取り組むべき事項	判断基準に定めた措置の実践(管理標準の設定、省エネ措置の実施等)(P.8,9) 指針に定めた措置の実践(燃料転換、稼動時間の変更等)(P.10)	
事業者の目標		中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位 又は電気需要最適化評価原単位の低減(P.8)	
行政によるチェック		指導・助言、報告徴収・立入検査、合理化計画の作成指示への対応 (指示に従わない場合、公表・命令)等(P.21)	指導・助言への対応

● エネルギー管理指定工場等ごとの義務

年度間エネルギー使用量 (原油換算値 kℓ)	3,000 kℓ/年度以上		1,500 kℓ/年度以上 ～3,000 kℓ/年度未満	1,500 kℓ/年度 未満
指定区分	第一種 エネルギー管理指定工場等 ^{注3}		第二種 エネルギー管理指定工場等 ^{注3}	指定なし
事業者の区分	第一種特定事業者 ^{注3}		第二種特定事業者 ^{注3}	—
業種	製造業等5業種 (鉱業、製造業、電気供給業、 ガス供給業、熱供給業) ※事務所を除く	左記業種の事務所 左記以外の業種 (ホテル、病院、学校等)	全ての業種	全ての業種
選任すべき者	エネルギー管理者	エネルギー管理員	エネルギー管理員	—
提出すべき書類	定期報告書(指定表の提出が必要)			—

注3：指定区分・事業者区分の名称

「エネルギー管理指定工場等ごとの義務」の表のうち、指定区分・事業者の区分に記載されている用語は、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者においては下表の通り読み替える。

特定事業者	第一種(第二種)エネルギー管理指定工場等	第一種(第二種)特定事業者	第一種指定事業者
特定連鎖化事業者	第一種(第二種)連鎖化エネルギー管理指定工場等	第一種(第二種)特定連鎖化事業者	第一種指定連鎖化事業者
認定管理統括事業者	第一種(第二種)管理統括エネルギー管理指定工場等	第一種(第二種)認定管理統括事業者	第一種指定管理統括事業者
管理関係事業者	第一種(第二種)管理関係エネルギー管理指定工場等	第一種(第二種)管理関係事業者	第一種指定管理関係事業者

(2) 提出書類及び提出期限一覧

特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者及び管理関係事業者★が提出すべき各種提出書類と提出期限をまとめると以下のとおりです。

●提出書類及び提出期限

様式名称		摘要	提出期限※
エネルギー使用状況届出書	様式第1	事業者の前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上である場合に提出(既に指定されている事業者は提出不要)	5月末日
特定事業者(特定連鎖化事業者)指定取消申出書	様式第2	事業者が事業を行わなくなった場合、又は年度のエネルギー使用量が1,500kℓ未満となることが明らかである場合に提出	随時
★ 第一種(第二種)エネルギー管理指定工場等 ^{注3} 指定取消申出書	様式第5	エネルギー管理指定工場等が事業を行わなくなった場合(廃止、移転、譲渡、分社等)、又は年度のエネルギー使用量が3,000kℓ(第一種)又は1,500kℓ(第二種)未満となることが明らかである場合に提出	随時
エネルギー管理統括者(企画推進者)選任・解任届出書	様式第4	エネルギー管理統括者(企画推進者)を選任・解任した場合に提出	事由が生じた日以降の7月末日
★ エネルギー管理者(管理員)選任・解任届出書	様式第7	エネルギー管理者(管理員)を選任・解任した場合、事業者がとりまとめて提出(選任・解任数が多い場合一覧表を添付することも可)	事由が生じた日以降の7月末日
中長期計画書	様式第8	事業者全体の省エネ取組及び非化石転換に関する計画を取りまとめて提出。 一定の条件で提出が免除される(詳細はP.15)。	原則毎年度7月末日
定期報告書	様式第9	事業者全体及びエネルギー管理指定工場等のエネルギー使用量等の情報を記載し提出	毎年度7月末日

※「行政機関の休日に関する法律」に基づき、提出期限が行政機関の休日にあたる場合、行政機関の休日の翌日を期限とみなします。

★は管理関係事業者も提出が必要な書類

●各種書類の提出方法

上記の書類は、書面によるほか、省エネ法・温対法電子報告システム等を通じたオンライン申請等により提出することができます。オンライン申請は、複数の提出先に対する印刷や郵送が不要であり、システムを介した不備是正等も可能です。可能な限りオンライン申請の活用を御検討ください。以下の書類の事前提出が必要となります。

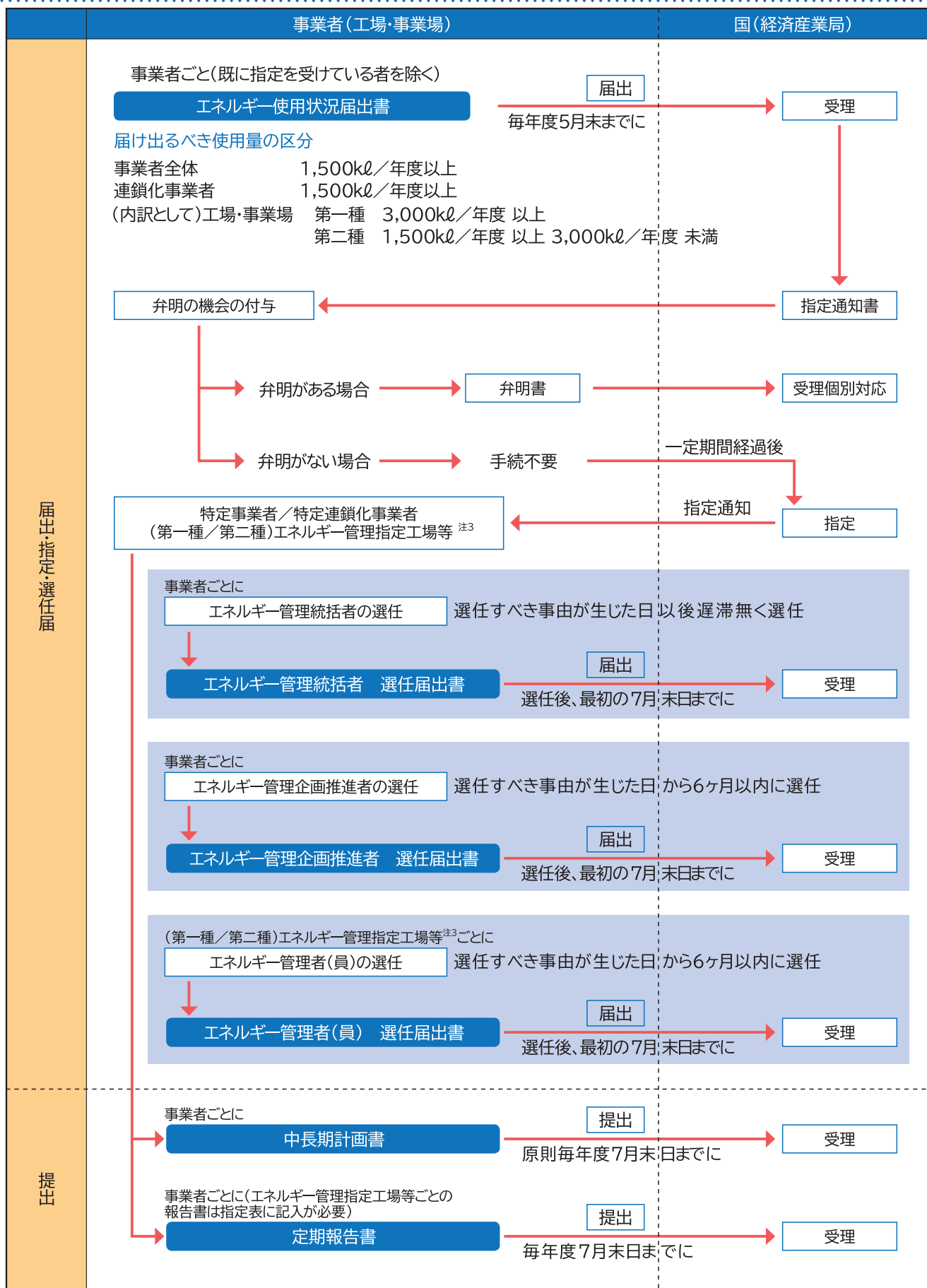
名称	摘要	備考
電子情報処理組織使用届	様式第43	オンライン申請を利用しようとする場合(初回のみ)
		受理後、ID・パスワードを付与

省エネ法・温対法電子報告システムの利用方法はこちらをご覧ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

省エネポータルサイト(P.54)『定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度』、『様式ダウンロード』を参照

(3) 各種届出等のフロー



※認定管理統括事業者の場合にも上記フローに準ずる。

(4) エネルギー管理統括者等の選任・資格要件及び選任数

● エネルギー管理統括者等の役割、選任・資格要件、選任時期

選任すべき者	役割		選任・資格要件	選任時期
	事業者単位のエネルギー管理	工場等単位のエネルギー管理		
エネルギー管理統括者	①経営的視点を踏まえた取組の推進 ②中長期計画のとりまとめ ③現場管理に係る企画立案、実務の統制	—	事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者（役員クラスを想定）	選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任
エネルギー管理企画推進者	エネルギー管理統括者を実務面から補佐	—	エネルギー管理士 ^{注4} 又はエネルギー管理講習修了者 ^{注5}	選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任
エネルギー管理者	—	第一種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理（第一種指定事業者を除く） ^{注3}	エネルギー管理士 ^{注4}	
エネルギー管理員	—	第一種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理（第一種指定事業者の場合） ^{注3} 第二種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理 ^{注3}	エネルギー管理士 ^{注4} 又はエネルギー管理講習修了者 ^{注5}	

● エネルギー管理統括者等の選任数

選任すべき者	事業者の区分			選任数
エネルギー管理統括者	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者			1人
エネルギー管理企画推進者	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者			1人
エネルギー管理者	注3 （第一種エネルギー管理指定工場等（製造5業種）） 第一種特定事業者（第一種指定事業者を除く） 第二種指定事業者（第二種指定事業者を除く）	①コークス製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の場合	10万kℓ／年度以上	2人
			10万kℓ／年度未満	1人
		②製造業（コークス製造業を除く）、鉱業の場合	10万kℓ／年度以上	4人
			5万kℓ／年度以上10万kℓ／年度未満	3人
			2万kℓ／年度以上5万kℓ／年度未満	2人
			2万kℓ／年度未満	1人
エネルギー管理員	第一種指定事業者（第一種エネルギー管理指定工場等（製造5業種以外））注3			1人
	第二種指定事業者（第二種エネルギー管理指定工場等）注3			1人

エネルギー管理統括者等は、一定の条件を満たす場合に限り、兼任、外部委託を認めています。
省エネポータルサイト（P.54）『特定事業者向け情報』を参照

注4：エネルギー管理士の免状を取得するためには、エネルギー管理士試験に合格するかエネルギー管理研修を修了することが必要です。

- エネルギー管理士免状の所有者をエネルギー管理士といい、エネルギー管理者等に選任することができます。
- エネルギー管理士免状は、以下のいずれかに該当する者が、免状交付申請を行うことにより交付を受けられます。
 - ①指定試験機関が実施する「エネルギー管理士試験」に合格し、1年以上の実務経験がある者
 - ②実務経験3年以上の者で登録研修機関が実施する「エネルギー管理研修」を修了した者

注5：エネルギー管理講習の修了者は、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理員に選任することができます。

- 指定講習機関が実施するエネルギー管理講習の修了者は、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員として選任することができます。
- エネルギー管理講習は、受講資格に制限がなく、誰でも受講できます。
- 事業者は、エネルギー管理講習修了者の中からエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を選任している場合には、当該者に定期的*に資質向上講習を受講させなければなりません（*講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年。ただし、講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して2年を超えた日以降に選任した場合は、選任した日の属する年度の翌年度）。

②-③ 事業者が遵守すべき判断基準・指針

(1) 判断基準

判断基準とは、全ての事業者が、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を告示として公表したものです。

各事業者はこの判断基準に基づき、エネルギー消費設備ごとの管理標準の策定や非化石転換に関する目標の設定等を行うことで、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に努めなければなりません。判断基準は基準部分、目標部分、調和規定で構成されています。概要は以下のとおりです。

(2) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準

I 基準部分	I-1 全ての事業者が取り組むべき事項： 特定事業者等が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下の(1)～(9)までの9項目を規定 (1) 取組方針(目標、設備の運用・新設・更新)の策定 (2) 管理体制の整備 (3) 責任者等の配置等 ①責任者の責務 ②責任者を補佐する者の責務 ③現場実務を管理する者の責務 (4) 省エネに必要な資金・人材の確保 (5) 従業員に対する取組方針の周知、省エネ教育の実施 (6) 取組方針の遵守状況を確認・評価・改善指示 (7) 取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的な精査・変更 (8) 取組方針や管理体制等の文書管理による状況把握 (9) エネルギーの使用の合理化に資する取組に関する情報の開示
	I-2 1 工場単位、設備単位での基本的実施事項： (1) 生産性向上を通じたエネルギーの使用の合理化 (2) エネルギー管理に係る計量器等の設備 (3) エネルギー多消費設備の廃熱等の把握 (4) 既存設備の老朽化の状況の把握・分析等 (5) エネルギー効率の高い機器の導入と余裕度の最適化 (6) エネルギー使用の最小化
	I-2 2 エネルギー消費設備等に関する事項 2-1 事務所：主要な設備について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設・更新に当たっての措置の基準を規定 (1) 空気調和設備、換気設備 (2) ボイラー設備、給湯設備、太陽熱利用機器等 (3) 照明設備、昇降機、動力設備 (4) 受変電設備、BEMS (5) 発電専用設備、コージェネレーション設備、太陽光発電設備等 (6) 事務用機器、民生用機器 (7) 業務用機器 (8) その他
	2-2 工場等：エネルギーの使用に係る各過程について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設・更新に当たっての措置の基準を規定 (1) 燃料の燃焼の合理化 (2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化 (3) 廃熱の回収利用 (4) 熱の動力等への変換の合理化 (5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止 (6) 電気の動力、熱等への変換の合理化
II 目標部分	〈前段〉 ●特定事業者等が中長期的に努力し、計画的に取り組むべき事項について規定 ・設置している工場全体として又は工場等ごとに、エネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減の努力 ・ベンチマーク達成に向けての努力 ・ISO50001の活用の検討 等
	1-1 事務所：主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定 (1) 空気調和設備 (2) 換気設備 (3) ボイラー設備 (4) 給湯設備 (5) 照明設備 (6) 昇降機 (7) BEMS (8) コージェネレーション設備 (9) 電気使用設備
	1-2 工場等：主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定 (1) 燃料設備 (2) 自然界に存する熱(※)及び廃熱等の活用 (3) 廃熱回収措置 (4) コージェネレーション設備 (5) 電気使用設備 (6) 空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機 (7) 照明設備 (8) FEMS (※)太陽熱、地熱、温泉熱、雪氷熱を除く。
	2. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項 (1) 熱エネルギーの効率的利用のための検討 (2) 未利用エネルギー・再生可能エネルギー等の活用 (3) 連携省エネルギーの取組 (4) エネルギーサービス事業者の活用 (5) IoT・AI等の活用 (6) エネルギーの使用の合理化に関するツールや手段の活用
III 調和規定	非化石エネルギーへの転換に関する措置が、エネルギーの使用の合理化に関する措置の効果を著しく妨げることのないように留意すべき点について規定。

『工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年経済産業省告示第66号)』の詳細は省エネポータルサイト(P.54)『省エネ法の概要』の中の『省エネ法関連法令』を参照

(3) 工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準

I 基準部分	I-1 全ての事業者が取り組むべき事項： 特定事業者等が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下の(1)～(7)までの7項目を規定 (1) 取組方針(目標、取組事項)の策定 (2) 管理体制の整備 (3) 非化石転換に必要な資金・人材の確保 (4) 取組方針の遵守状況を確認・評価・改善指示 (5) 取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的な精査・変更 (6) 取組方針や管理体制等の文書管理による状況把握 (7) 非化石エネルギーへの転換に資する取組に関する情報の開示
	I-2 工場等において取り組むべき事項： (1) 事務所：燃料・熱・電気等に関して取り組むべき基本的実施事項 1-1 燃料に関する事項：非化石燃料の使用に対応した設備の選定、非化石燃料の使用割合向上 1-2 熱に関する事項：非化石熱の使用に対応した設備の選定、非化石熱の使用割合向上、非化石比率の高い熱の調達、熱証書等の活用 1-3 電気に関する事項：非化石電気の使用に対応した設備の選定、非化石比率の高い電気の調達、電力証書等の活用 1-4 その他に関する事項：非化石エネルギーへの転換に資する技術開発及び実証実験 (2) 工場等：燃料・熱・電気等に関して取り組むべき基本的実施事項 1-1 燃料に関する事項：非化石燃料の使用に対応した設備の選定、非化石燃料の使用割合向上 1-2 熱に関する事項：非化石熱の使用に対応した設備の選定、非化石熱の使用割合向上、非化石比率の高い熱の調達、熱証書等の活用 1-3 電気に関する事項：非化石電気の使用に対応した設備の選定、非化石比率の高い電気の調達、電力証書等の活用 1-4 その他に関する事項：非化石エネルギーへの転換に資する技術開発及び実証実験
	●特定事業者等が中長期的に努力し、計画的に取り組むべき事項について規定 ・ 他人から供給された電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合に関する目標の設定 ・ 国が目安となる水準を定める指標に関する目標の設定 ・ その他業態特性や固有の事情等を考慮した指標に関する目標の設定 (備考) 1 非化石エネルギー量の算出方法(詳細はP.12) 2 活用できる証書等の種別等(詳細はP.51)
II 目標部分	
III 調和規定	非化石エネルギーへの転換に関する措置が、エネルギーの使用の合理化に関する措置の効果を著しく妨げることのないように留意すべき点について規定。

詳細は省エネポータルサイト(P.54)『省エネ法の概要』の中の『省エネ法関連法令』を参照

(4) 工場等における電気の需要の最適化に資する措置に関する指針

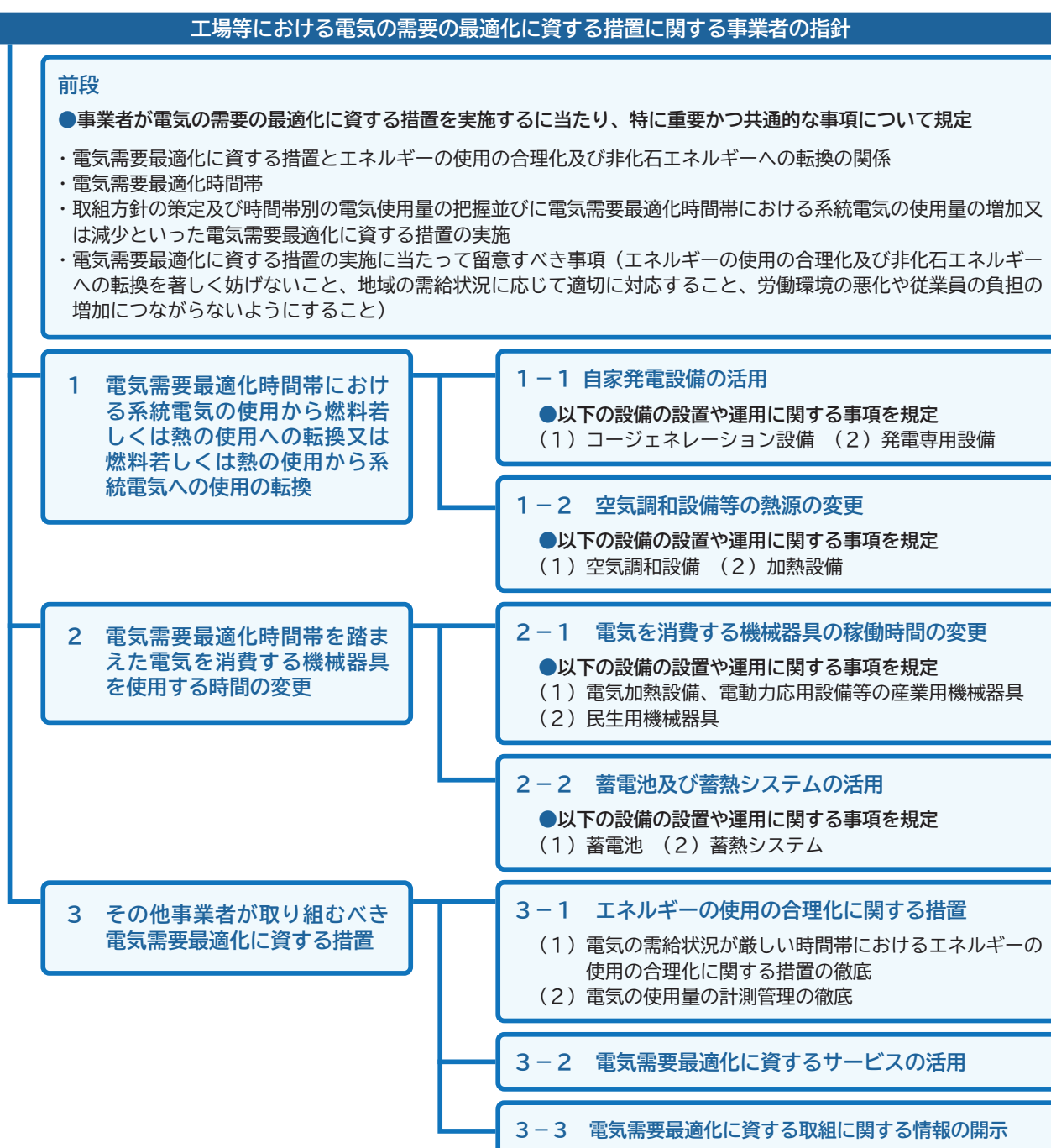
●工場等における指針とは

工場等における電気の需要の最適化に資する措置に関する事業者の指針（以下「指針」という。）とは、電気を使用して事業を行う事業者が、電気の需要の最適化に資する措置を適切かつ有効に実施するために取り組むべき措置を告示として公表したものです。

指針において、電気の需要の最適化を推進する必要があると認められる時間帯を、事業者の工場が存するエリアにおいて、再生可能エネルギーの出力制御が行われている時間帯（以下「出力制御時」という。）及び電気の需給状況が厳しい時間帯（広域エリアの予備率が5%未満。以下「需給ひっ迫時」という。）とし、卸電力価格が低価格又は高価格になる時間帯を電気の需用量を増加又は減少させることに適した時間帯（以下「ディマンドリスポンスの実施に適した時間帯」という。）と定めています。

各事業者はこの指針に基づき、出力制御時、需給ひっ迫時及びディマンドリスポンスの実施に適した時間帯（以下「電気需要最適化時間帯」という。）における系統電気の使用から燃料若しくは熱の使用への転換又は燃料若しくは熱の使用から系統電気への使用の転換などの電気の需要の最適化に資する取組に努めなければなりません。

●指針の構成



②-④ 改正省エネ法における3つの評価軸

(1) エネルギーの使用の合理化

- 改正省エネ法では、**非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化**を図る必要があります。
- エネルギーの使用の合理化に関する取組は**エネルギー消費原単位**により評価を行います。エネルギー消費原単位の算出に当たっては、**非化石燃料の使用量に乘じる補正係数等**を考慮する必要があります（下式参照）。

$$\text{エネルギー消費原単位} = \frac{(A' - B - B')}{C}$$

- A : エネルギー使用量（燃料、熱、電気の使用量）
 A' : A の非化石燃料に対して補正係数 0.8 を乗じて再計算した全エネルギー使用量
 B : 販売した副生エネルギー量
 B' : 購入した未利用熱量
 C : エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値
 （生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率 等）

●5年度間平均エネルギー消費原単位の算定における、法改正に伴う経過措置について

改正省エネ法では、エネルギーの定義や一次エネルギー換算係数が見直されるため、事業者が算定するエネルギー消費原単位も変わります。省エネ取組の継続性を確保するため、5年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっては、以下のとおり経過措置を設けます。

- 改正前の省エネ法に基づく数値は（ ）内に、改正後の省エネ法に基づく値は（ ）外に記載する。

■ 2024 年度定期報告（2023 年度実績）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(95.92)	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	
対前年度比 (%)		99.0	97.9	98.0	100.0	98.7

■ 2025 年度定期報告（2024 年度実績）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	
対前年		97.9	98.0	100.0	98.0	98.5

改正前の省エネ法に基づく原単位変化

■ 2026 年度定期報告（2025 年度実績）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	
対前年度比 (%)		98.0	100.0	98.0	100.0	99.0

■ 2027 年度定期報告（2026 年度実績）

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	87.32	
対前年度比 (%)		100.0	98.0	100.0	99.0	99.3

改正後の省エネ法に基づく原単位変化

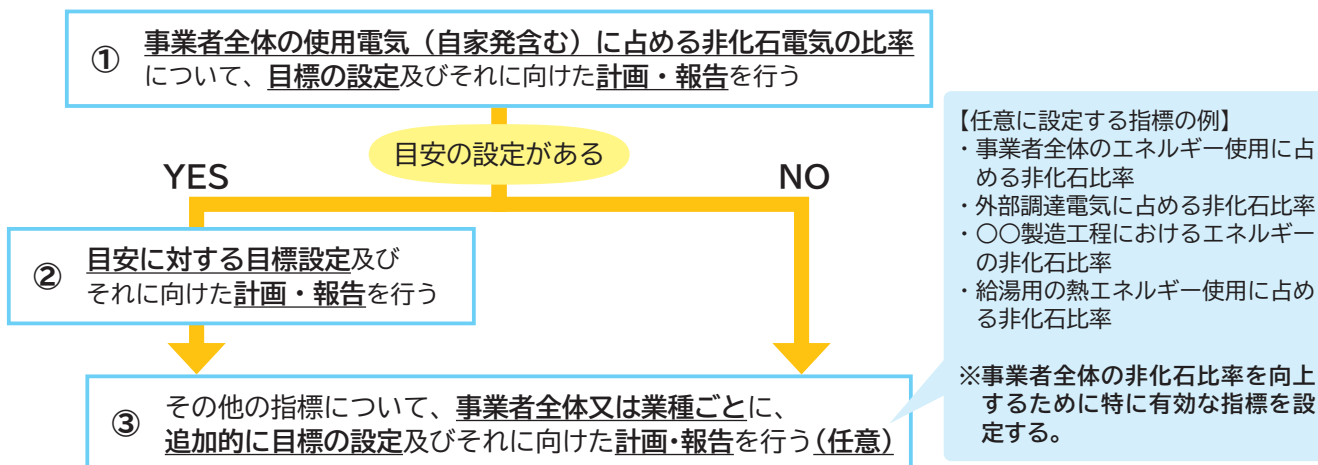
(2) 非化石エネルギーへの転換

- 改正省エネ法では、エネルギーの使用の合理化に加え、**非化石エネルギーへの転換に関する取組の評価**を行います。
- 全事業者は、使用した電気全体に占める非化石電気の比率**について、目標の設定、それに向けた計画の策定、実績値の報告を行います。→①
- また、**目安の設定がある業種**（5業種8分野※）は、その目安に対する目標の設定、計画策定、実績報告を行います。→②
- その他、**任意の指標**に対する目標設定、計画、報告を行うことができます。→③

※目安設定業種（5業種8分野）

鉄鋼業（高炉・電炉）、セメント製造業、製紙業（洋紙・板紙）、
石油化学業（石油化学系基礎製品製造業・ソーダ工業）、自動車製造業

目標の設定 / 計画 → 中長期計画書(P.24)
報告 → 定期報告書 (P.26)



非化石エネルギーの使用状況の算出に当たっては、**以下3点を考慮**する必要があります。

I 「重み付け非化石」に該当する電気の使用量を1.2倍する

自家発太陽光やオフサイト型PPA（FIT/FIP認定）、その他「重み付け非化石」に相当する電気は、非化石エネルギー使用状況の算出の際、その使用量を1.2倍して計算を行う。

※ただし、燃料を投じるものを除く再エネ自家発電（太陽光発電、風力発電、地熱発電等）については、以下の通り熱量換算係数を8.64（全電源平均係数）として再計算した上で1.2倍する。

$$\begin{aligned}
 &\text{非化石エネルギー使用状況の算出時における再エネ自家発電電気の使用量} \\
 &= \underbrace{\text{発電量 [kWh]} \times 3.6 [\text{GJ/kWh}]}_{\text{通常のエネルギー使用量}} \times \underbrace{8.64 / 3.6}_{\text{全電源平均係数で再計算}} \times 1.2
 \end{aligned}$$

II 証書等の非化石エネルギー量を分子に加算する（詳細は P.51,52）

非化石エネルギー使用状況の算出の際、J-クレジット等の非化石価値相当分のエネルギー使用量を分子に加算する。

III 他社に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量を分母・分子から除く

非化石エネルギー使用状況の算出の際、熱・電気供給の用に供するエネルギーを発生させるために使用した燃料の使用量は、分母・分子から除く。

$$\text{非化石エネルギーの使用状況} = \frac{\text{非化石エネルギーの使用量（重み付け非化石 1.2 倍）} + \text{II} - \text{III}}{\text{全エネルギー使用量（重み付け非化石 1.2 倍）} - \text{III}}$$

●定量目標の目安となる水準

区分	事業	指標	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業 (※1)	水素、廃プラスチック又はバイオマスの導入等の非化石エネルギーへの転換に向けた取組による、2030年度における2013年度比石炭の使用量に係る原単位（石炭の使用量を粗鋼の生産量で除して得た値をいう。）削減割合	2%以上
1 B	電炉による製鉄業 (※2)	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上
2	セメント製造業 (※3)	2030年度における焼成工程（原料を高温で焼成し中間製品であるクリンカーを製造する工程）における化石燃料及び非化石燃料の使用量に占める非化石燃料の使用量の割合	28%以上
3 A	洋紙製造業(※4)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
3 B	板紙製造業(※5)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4 A	石油化学系基礎製品製造業(※6)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4 B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
5	自動車製造業	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上

※熱量換算の詳細については定期報告書の記入要領で示す。

●定性目標の目安となる水準

区分	事業	指標
1 A	高炉による製鉄業 (※1)	1 燃料に関する事項 (1) 高炉を用いた水素還元製鉄設備の導入を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。 (2) 水素による直接還元製鉄設備の導入を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。 (3) 製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成燃料等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 2 電気に関する事項 (1) 高級鋼材の製造に対応した大型電炉の実用化を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。
1 B	電炉による製鉄業 (※2)	1 燃料に関する事項 (1) 電気炉において、バイオコークス等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2) 電気炉において、通常燃料としての利用が困難である廃タイヤ、廃プラスチック及びアルミドロス等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (3) 加熱炉等において、水素バーナー及びアンモニアバーナー等の非化石燃料を使用するバーナーの導入を進めること。 2 電気に関する事項 (1) 加熱炉等において、電気により加熱を行う設備の導入を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。
2	セメント製造業 (※3)	1 燃料に関する事項 (1) 焼成工程において、バイオマス、廃棄物、水素及びアンモニア等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2) 燃焼残渣も原料の一部として活用できる特徴を生かし、通常燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、利用技術の研究開発及び実証実験を進め、非化石燃料の使用割合を向上すること。 (3) 製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。
3 A	洋紙製造業(※4)	1 燃料に関する事項 (1) 所有森林の活用等による供給網の確保により、バイオマス燃料の使用割合を向上すること。 (2) ホワイトパレット及びブラックパレット等の木質パレットの製造や混焼に関する技術開発及び実証実験を進めること。 (3) 黒液の燃焼を行うボイラーで発生する蒸気を高温高圧化することにより、製造工程で発生する黒液を最大限に利用すること。
3 B	板紙製造業(※5)	1 燃料に関する事項 (1) 所有森林の活用等による供給網の確保により、バイオマス燃料の使用割合を向上すること。 (2) ホワイトパレット及びブラックパレット等の木質パレットの製造や混焼に関する技術開発及び実証実験を進めること。
4 A	石油化学系基礎製品製造業(※6)	1 燃料に関する事項 (1) ナフサ分解によるエチレン等の製造設備において、アンモニア等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2) 燃料により加熱を行うエチレン等の製造設備（ナフサ分解によるエチレン等の製造設備を除く。）の導入を進めるとともに、非化石燃料の使用割合を向上すること。 2 電気に関する事項 (1) 電気により加熱を行うエチレン等の製造設備の導入を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。
4 B	ソーダ工業	1 燃料に関する事項 (1) 苛性ソーダ製造過程で生じる水素の活用を進め、非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2) 発電設備におけるバイオマスの混焼率を向上させる研究開発及び実証実験を進めること。
5	自動車製造業	1 燃料に関する事項 (1) 製造工程において、水素バーナーの導入を目指し、他の事業者と連携して実証実験を進めること。 (2) 固体酸化物形燃料電池及びバイオマス発電設備等の発電設備の導入により、非化石燃料の使用割合を向上すること。 2 電気に関する事項 (1) 太陽光発電設備及び風力発電設備等の発電設備の導入にあわせて、自動車に搭載されていた蓄電池等を導入することで、発電する非化石電気を最大限に使用すること。

(※1) 高炉により鉄鋼を製造し、製品を製造する事業

(※2) 電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業又は特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品）を製造する事業（高炉による製鉄業を除く）

(※3) ポルトランドセメント（JIS R 5210）、高炉セメント（JIS R 5211）、シリカセメント（JIS R 5212）、フライアッシュセメント（JIS R 5213）を製造する事業

(※4) 主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙（印刷用紙（塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く）、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙）を製造する事業（雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く）

(※5) 主として木材パルプ、古紙その他の繊維から板紙（段ボール原紙（ライナー及び中しん紙））及び紙器用板紙（白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む）を製造する事業（建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く）

(※6) 一貫して生産される誘導品を含む

(3) 電気の需要の最適化

- 電気の需要の最適化に関する取組は、① DR 実績 (DR 実施日数) と②電気需要最適化評価原単位により評価を行います。
- 電気需要最適化評価原単位の算出に当たっては、月別または時間帯別の電気需要最適化係数を用いて電気の使用量を補正する必要があります。

① DR 実績 (DR 実施日数の報告)

定期報告書における DR 実施回数 (日数) の記載

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

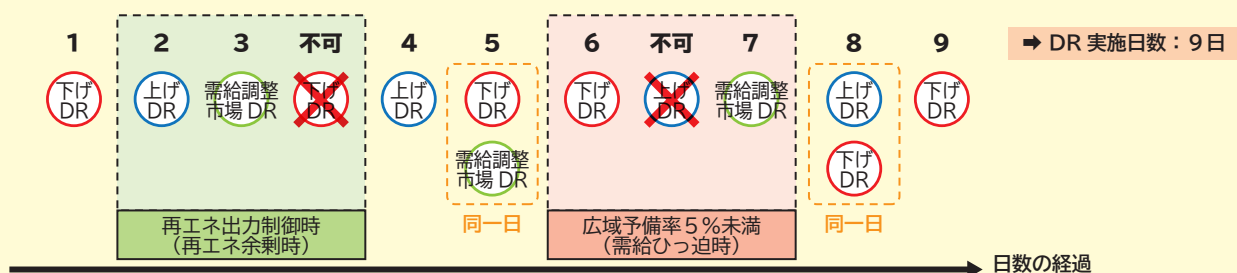
電気の重要な最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

DR 実施日数のカウント方法

(様々な DR があるが、種類を区別せず) DR を実施した「日数」をカウント

需給ひっ迫時の上げ DR (需要増加) や再エネ余剰時の下げ DR (需要抑制) はカウント不可

DR 実施日数のカウントイメージ



②電気需要最適化評価原単位

$$\text{電気需要最適化評価原単位} = \frac{(A' - B - B')}{C}$$

A : エネルギー使用量 (燃料、熱、電気の使用量)

A' : A のうち、非化石燃料の使用量に 0.8 を乗じ、電気需要最適化係数を考慮した使用量

B : 販売した副生エネルギー量

B' : 購入した未利用熱量

C : エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値

(生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率 等)

電気需要最適化係数を考慮した使用量の算出方法

- ・系統電気 (自己託送を除く) を、時間帯別電気需要最適化係数または月別電気需要最適化係数で換算 (事業者が、時間帯別電気需要最適化係数による換算、または月別電気需要最適化係数による換算のいずれかを選択)
- ・系統電気 (自己託送を除く) 以外の電気については、エネルギーの使用の合理化の措置と同様の一次換算係数で換算

時間帯別電気需要最適化係数

30 分又は 60 分単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

時間帯別電気需要最適化係数は以下の通り

- (1) 再エネ出力制御時: **3.60 MJ/kWh**
(2 日前の時点で出力制御が見込まれる日の 8 時から 16 時)
- (2) 需給状況が厳しい時: **12.2 MJ/kWh**
(前日の時点で一部の時間帯で広域予備率が 5 % 未満となることが見込まれる日の 0 時から 24 時)
- (3) その他の時間帯: **9.40 MJ/kWh**

月別電気需要最適化係数

1 か月単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

月別電気需要最適化係数は以下の時間帯の区分で設定される係数を月ごとに平均した値。
報告対象年度における実績値を基に、エリアごとに設定される。

- (1) 再エネ出力制御時: **3.60 MJ/kWh**
(出力制御を実施した時間帯)
- (2) 需給状況が厳しい時: **12.2 MJ/kWh**
(一部の時間帯で広域予備率が 5 % 未満となった日の 0 時から 24 時)
- (3) その他の時間帯: **9.40 MJ/kWh**

②-⑤ 計画と報告

(1) 中長期計画書

特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者は、毎年度、判断基準に基づくエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する目標達成のための中長期的な計画を作成し、毎年度7月末までに事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業省局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁に「中長期計画書（P.24 参照）」を提出する必要があります。

■中長期計画の提出免除

【エネルギーの使用の合理化に関する計画】

省エネ取組の優良事業者については、中長期計画の提出頻度が軽減されます。具体的には、直近2年度以上連続でクラス分け評価制度の結果が“S”評価の場合、翌年度以降、最後に提出した中長期計画の計画期間内（5年が上限）は、“S”評価が継続している限りにおいて提出を免除します。ただし、当該条件を満たしている場合でも、中長期計画書を提出することは可能です。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
定期報告書の評価	A	S	S	S	S	S
中長期計画書	提出	提出	提出 (免除申請)	免除	免除	提出

中長期計画の計画期間 3 年の場合
(2022 年度～2024 年度)

【非化石エネルギーへの転換に関する計画】

非化石エネルギーへの転換に関する計画に関しては、最後に提出した中長期計画書の内容に変更が生じるまでは再提出の必要はありません（ただし5年が上限）。

■中長期計画作成指針

エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画作成指針は、「専ら事務所」、「製造業」、「鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業」、「上水道業、下水道業及び廃棄物処理業」の4種類の業種に対して作成・制定されており、中長期計画の作成における具体的な検討対象として、各特定事業者が投資をすべき設備等が掲げられています。

(2) 定期報告書

特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者は、毎年度のエネルギーの使用の状況等について、翌年度7月末日までに事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業省局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁に「定期報告書」を提出しなければなりません。

■定期報告書では、エネルギー使用量、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位とそれらの推移、エネルギーを消費する設備の状況、判断基準の遵守状況等を報告します（P.26～P.48 参照）。

■定期報告書に記入するエネルギー消費原単位を計算する際の分母の変更は、エネルギー消費原単位の分母の変更が必要となる合理的な理由を明記し、原則当該年度を含む過去5年度分の新旧単位による対比表を作成して、管轄の経済産業省局と相談してください（特定－第3表、第4表 指定－第4表、第5表、第6表関係）。

■エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位の算出に当たっては、非化石エネルギーの使用量を0.8倍して計算する等の考慮事項に注意すること（P.11 参照）。

■非化石エネルギーの使用状況の算出に当たっては、証書等の非化石エネルギー量相当分や、一部の非化石電気に対する重み付け等の考慮事項に注意すること（P.12 参照）。

②-⑥ その他制度

(1) 産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）

ベンチマークとは、特定の業種・分野について、当該業種等に属する事業者が、中長期的に達成すべき省エネ基準（ベンチマーク）です。省エネの状況が他社と比較して進んでいるか遅れているかを明確にし、進んでいる事業者を評価するとともに、遅れている事業者には更なる努力を促すため、各業界で全体の約1～2割の事業者のみが満たす水準を、事業者が目指すべき水準として設定しています。

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1A	高炉による製鉄業	粗鋼量当たりのエネルギー使用量	0.531 kℓ /t 以下
1B	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程通過の有無を補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と製造品種の違いを補正した下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.150 kℓ /t 以下
1C	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和	0.360 kℓ /t 以下
2A	電力供給業	火力発電効率A指標火力発電効率B指標	A指標：1.00 以上 B指標：44.3% 以上
2B	石炭火力電力供給業	当該事業を行っている工場の石炭火力発電の効率	43.00 % 以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739 MJ/t 以下
4A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	再エネ利用率 72 % 以上： 6,626 MJ/t 以下 再エネ利用率 72 % 未満： (-23,664×(再エネ利用率)+23,664)MJ/t以下
4B	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944 MJ/t 以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876 以下
6A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9 GJ/t 以下
6B	ソーダ工業	電解工程の電解槽出力セイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体力セイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.00 GJ/t 以下
7A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	707 kWh/ 百万円以下
7B	小型コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	308 kWh/ 百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723 以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792 以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799 以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305 kℓ /㎡以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値	1.00 以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、①と②の合計量にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①文系学部とその他学部の面積の合計に 0.022 を乗じた値 ②理系学部と医系学部の面積の合計に 0.047 を乗じた値	0.555 以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①延床面積に 0.061 を乗じた値 ②ぱちんこ遊技機台数に年間営業時間の 1/1000 を乗じた値に 0.061 を乗じた値 ③回胴式遊技機台数に年間営業時間の 1/1000 を乗じた値に 0.076 を乗じた値	0.695 以下
15	国家公務	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①電算室部分の面積に 0.2744 を乗じ、96,743 を加えた値 ②電算室部分以外の面積に 0.023 を乗じた値 ③職員数に 0.191 を乗じた値	0.700 以下
16	データセンター業	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）を当該事業を行っている事業所における IT 機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）にて除した値	1.4 以下
17	圧縮ガス・液化ガス製造業	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量	LNG 冷熱利用事業者： 0.077 kℓ/ 千Nm³以下 その他の事業者： 0.157 kℓ/ 千Nm³以下

産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）の最新情報は、省エネポータルサイト（P.54）『定期報告書、中長期計画の作成とベンチマーク制度』を参照
※橙字は 2023 年 4 月 1 日から運用開始

(2) 連携省エネルギー計画の認定制度

●制度の概要

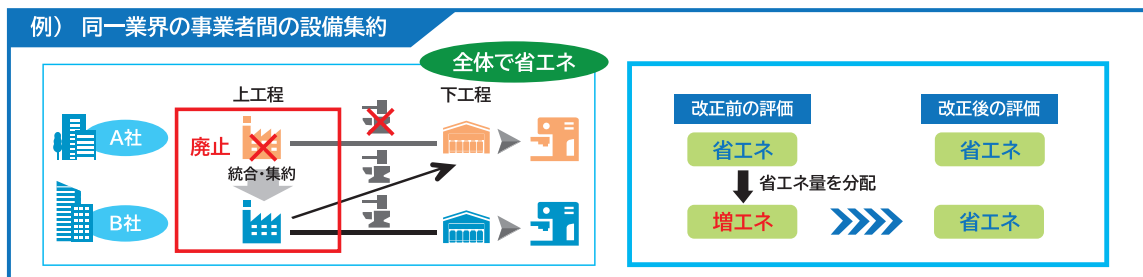
連携省エネルギー計画の認定制度とは、複数の事業者が連携して省エネ取組（連携省エネルギー措置）を行う場合に、省エネ法の定期報告書において連携による省エネ量を事業者間で分配して報告することができる制度です。制度を利用するためには、「連携省エネルギー計画」を作成の上、経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、認定を受ける必要があります。

制度を利用しない場合

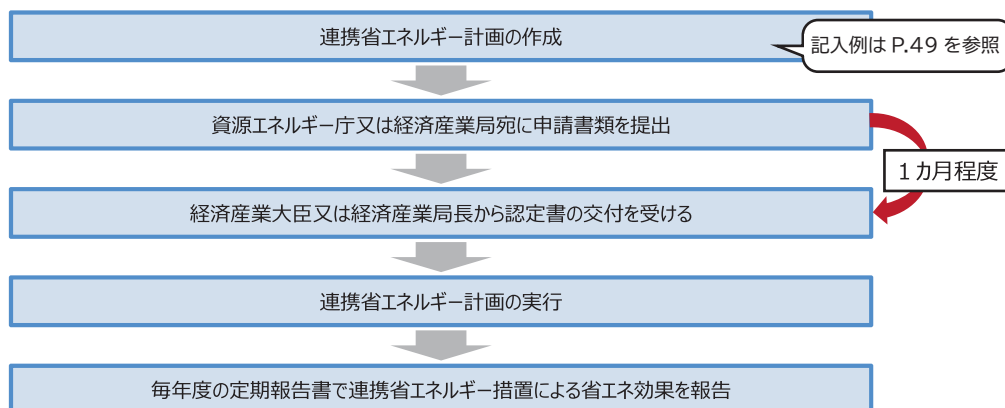
エネルギーの使用の状況等を企業単位で報告するため、連携による省エネ取組を行っても、効果が適切に評価されない。

制度を利用すると・・・

連携による省エネ量を企業間で分配して報告可能に。



●制度活用の流れ



※既に行っている連携省エネ取組についても、認定を受けることが可能です。

※計画を変更する場合は、変更の認定を受ける必要があります。ただし、名称や住所等の軽微な変更の場合は、変更の認定は不要です。

●認定基準

認定を受けるためには、連携省エネルギー計画が「連携省エネルギー計画の作成のための指針」に照らして適切なものでなければなりません。

作成指針は、適確な計画の作成のために検討する事項を規定したものです。認定審査では、例えば以下の事項を審査します。

【省エネ目標】

- ・ 連携省エネルギー措置に係るエネルギー消費原単位が改善するか。

【計画の内容】

- ・ 連携省エネルギー計画に参加する全ての事業者が、連携省エネルギー措置の目標の達成に直接的に貢献しているか。
- ・ 連携省エネルギー措置の実施によって連携省エネルギー措置の目標が達成されるか。

【実施期間】

- ・ 実施期間中、継続的に連携省エネルギー措置が実施されるものであるか。

【省エネの配分方法】

- ・ 省エネの配分方法が、連携省エネルギー措置を行う事業者それぞれの貢献等の実態に即しているものとなっているか。

【計画の実現性】

- ・ 必要資金の調達に十分な見通しが付いているか。

『連携省エネルギー計画申請の手引き』は省エネポータルサイト (P.54) 『連携省エネルギー参照計画、認定管理統括事業者の認定制度』を参照

(3) 共同省エネルギー事業

●共同省エネルギー事業について

「共同省エネルギー事業」とは、事業者が他の者と共同でエネルギー使用の合理化を検討し実行することです。この事業の要件は「他の者のエネルギーの使用の合理化の推進に寄与すること」及び「我が国全体のエネルギーの使用の合理化に資すること」に該当することです。

●共同省エネルギー事業の報告

「共同省エネルギー事業」に該当した場合、事業者は定期報告書にその取組状況に係る書類を添付の上、報告することができます。また、定量化が可能な場合には、中立的な第三者の認証を受けた場合に限り、共同省エネルギー量についても報告することができます。

共同省エネルギー量

=

当該事業が実施されなかった場合の
エネルギー使用量

—

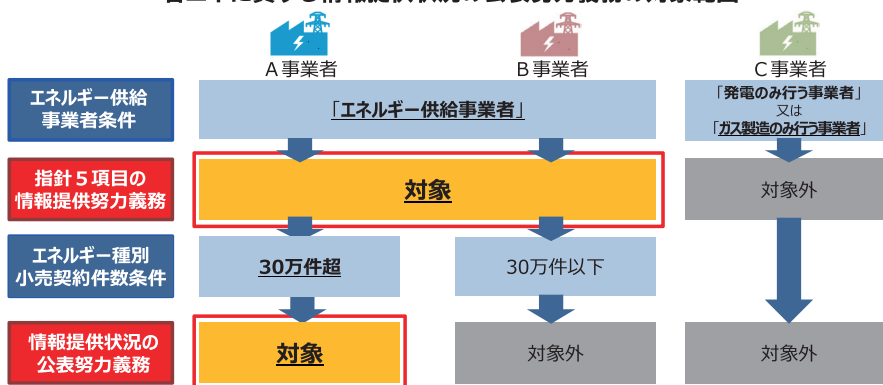
当該事業が実施された場合の
エネルギー使用量

事業者が共同省エネルギー量を報告した際、当該事業者が自らの省エネルギー努力を十分に行っているにもかかわらず、エネルギー消費原単位が年平均1%以上低減できていなかったとしても、報告年度においてエネルギー消費原単位を年平均1%以上低減する際に必要となるエネルギー削減量見合い以上の共同省エネルギー量を報告する場合は、その状況を国として勘案・評価します。J-クレジット制度及び国内クレジット制度により認証を受けたクレジット

(省エネルギー分野のものに限る。)は、共同省エネルギー事業として定期報告書で報告することができます。

また、電気・ガスの供給事業者であってエネルギー種別の小売契約件数が30万件を超える事業者は、一般消費者に対する省エネ情報提供の実施状況を公表するよう努めなければならないとしています。公表努力義務の対象事業者であって、特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者については、①情報提供の状況、②情報提供の実施状況に関する公表の状況、③エネルギーの使用の合理化の取組状況を表す指標を共同省エネルギー事業として定期報告書で報告を行ってください。なお、公表努力義務の対象外(小売契約件数が30万件を超えない)の電気・ガスの供給事業者であっても同様の報告が可能です。

省エネに資する情報提供状況の公表努力義務の対象範囲



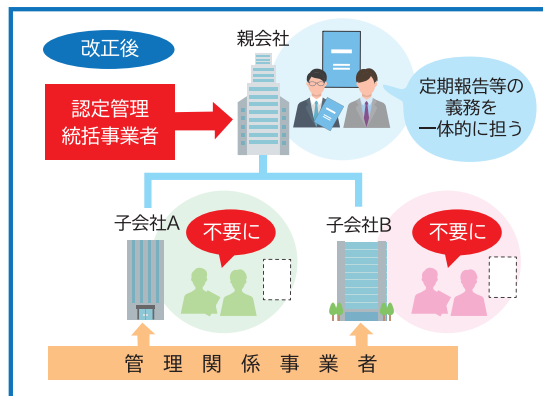
(4) 認定管理統括事業者の認定制度

グループ企業の親会社等が、グループの一体的な省エネ取組を統括管理する者として認定を受けた場合、子会社等も含めて当該親会社等(認定管理統括事業者)による定期報告の提出等の義務の一体的な履行を認めます。

<工場・事業場規制の場合>

	改正前	改正後
定期報告・中長期計画の提出	全ての特定事業者等が報告・提出	認定管理統括事業者が一体的に提出 ※事業者クラス分け評価も一体的に実施
エネルギー管理統括者等の選任	全ての特定事業者等で選任	認定管理統括事業者においてのみ選任

※エネルギー管理者及びエネルギー管理員は引き続きエネルギー管理指定工場等ごとに選任することが必要



：エネルギー管理統括者



：エネルギー管理企画推進者



：定期報告及び中長期計画

●制度活用の流れ



●認定要件

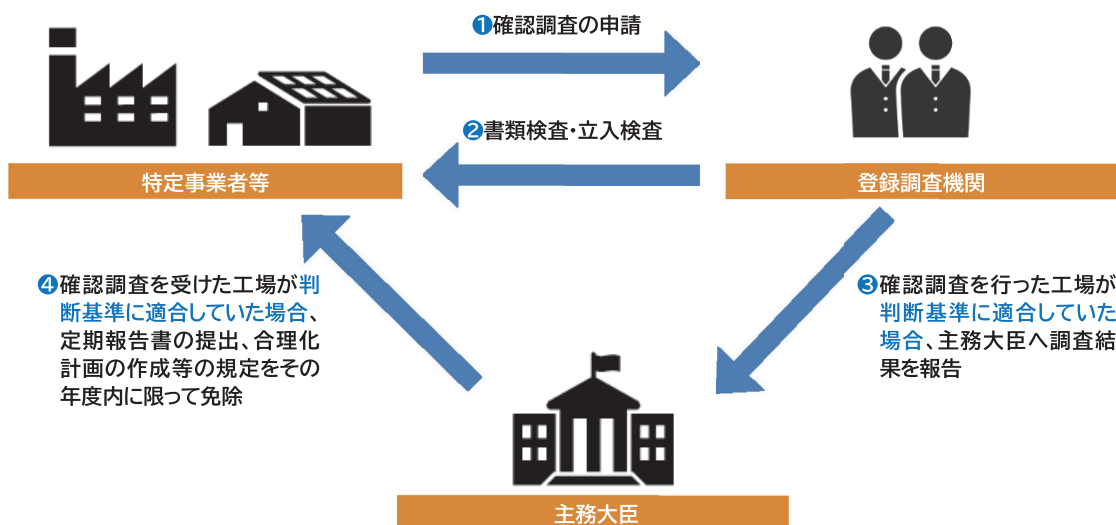
認定要件	具体的な基準
一定の資本関係等（密接性）	「子会社」、「関連会社」及び「これらの会社と同等の関係を有する法人等」といった密接関係者であること
エネルギー管理の一体性	以下の内容をすべて含む書面化された「取決め」があること ① 工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針 ② 工場等におけるエネルギーの使用の合理化を行うための体制 ③ 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法
エネルギー使用量	前年度のエネルギー使用量の合計が1,500kℓ以上

『認定管理統括事業者制度について』の詳細は省エネポータルサイト（P.54）『連携省エネルギー参照計画、認定管理統括事業者の認定制度』を参照

（５）登録調査機関による確認調査制度

特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者（以下「特定事業者等」という。）は、登録調査機関に確認調査申請書を提出し認定を受ければ、定期報告書の提出等が免除されます。

- ① 特定事業者等は、登録調査機関に確認申請を行います。
- ② 申請を受けた登録調査機関は、定期報告書と同等の事項を、書類検査及び立入検査により、有料で確認調査します。
- ③ 確認調査の結果、省エネの取組が判断基準に照らして十分である（適合）と認めるときは、その旨の書面を交付し、主務大臣（経済産業大臣と事業所管大臣）に対して確認調査の結果を報告します。
- ④ 書面を交付された特定事業者等については、その年度内に限り、定期報告書の提出や合理化計画の作成指示に関する規定等の適用が免除されます。



現在登録されている登録調査機関の詳細は以下のURLを参照
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/

(6) 定期報告書の任意開示制度

近年、ESG（環境・社会・ガバナンス）投資への注目が高まり、企業のサステナビリティ情報の開示に対する要請も高まりつつあります。省エネ法では、令和6年度提出分の定期報告書より、新たに任意開示制度を開始します。※令和5年度分から、対象事業者を限定した試行運用を実施します。

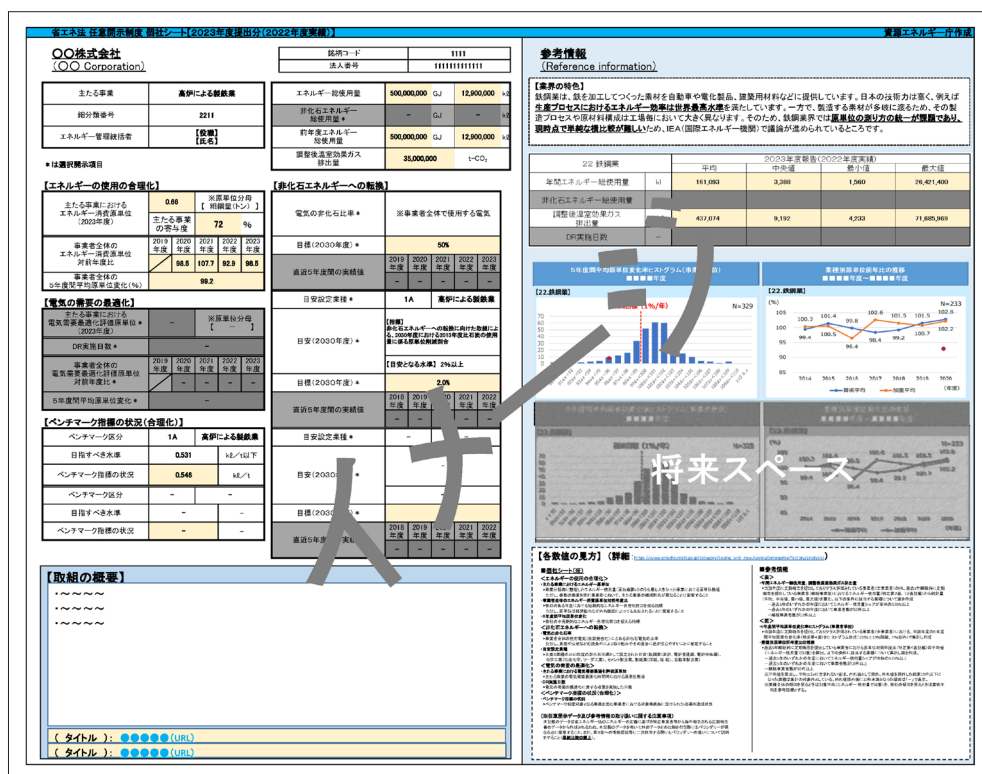
●開示シートのイメージ

下記イメージの個社シートを公表予定です。

●個社シートイメージ掲載ページ：

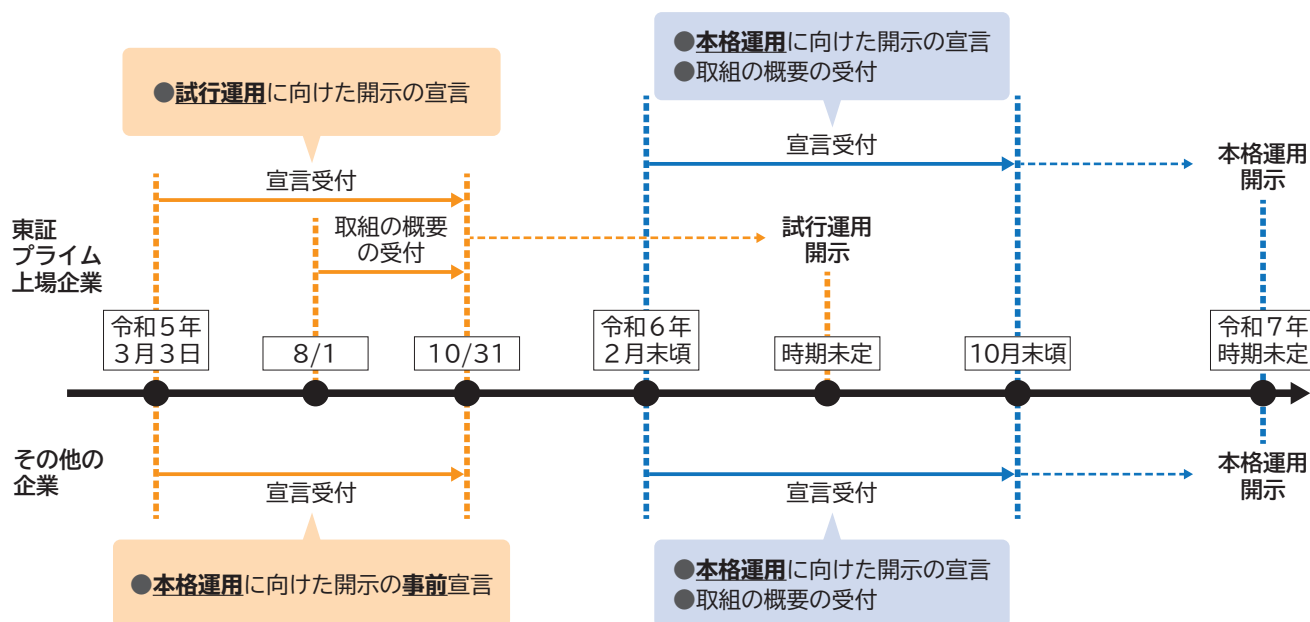
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/data/pdf/kosya_sheet.pdf

また個社シートの他、開示宣言を行った企業のリストも資源エネルギー庁 HP に掲載する予定です。



●開示スケジュール

公表までのスケジュールは下図のとおりです。試行運用分、本格運用分いずれも令和5年10月末頃に一度宣言を締め切りますが、本格運用分については令和6年2月頃から改めて宣言を出し直していただく予定です。



(7) 開示制度への参画方法

開示制度に参画するには、資源エネルギー庁 HP に掲載する「開示宣言フォーム」にて登録を行う必要があります。

●省エネポータルサイト：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html



省エネポータルサイト

新着情報

定期報告書任意開示の申請フォームはこちら

【試行運用向け】開示宣言フォーム

省エネ法定期報告書の任意開示制度に参画する場合は、以下のフォームに必要事項を入力の上、ご登録ください。

※本フォームでご登録いただいた企業は「開示宣言企業」として資源エネルギー庁HPにリスト掲載するとともに、試行運用フェーズ（令和5年度提出分）から開示を行います。

※開示シートのイメージはこちら
※本制度の参考資料はこちら*
（*第38回省エネルギー小委員事務局資料（P20～25）参照）

◆特定事業者等番号（7桁）（必須）：

◆法人番号（13桁）（必須）：

◆法人名（必須）：

◆法人名（英語表記）：

◆銘柄コード：

◆エネルギー管理統括者の役職（必須）：

◆エネルギー管理統括者の氏名（必須）：

◆エネルギー管理企画推進者の役職（必須）：

◆エネルギー管理企画推進者の氏名（必須）：

◆担当者の氏名（必須）：

◆担当者のメールアドレス（必須）：

※ご登録後、確認メールを送付いたします。
※確認のため2回ご入力ください。

開示対象項目の確認

◆共通開示項目の開示への同意（必須）

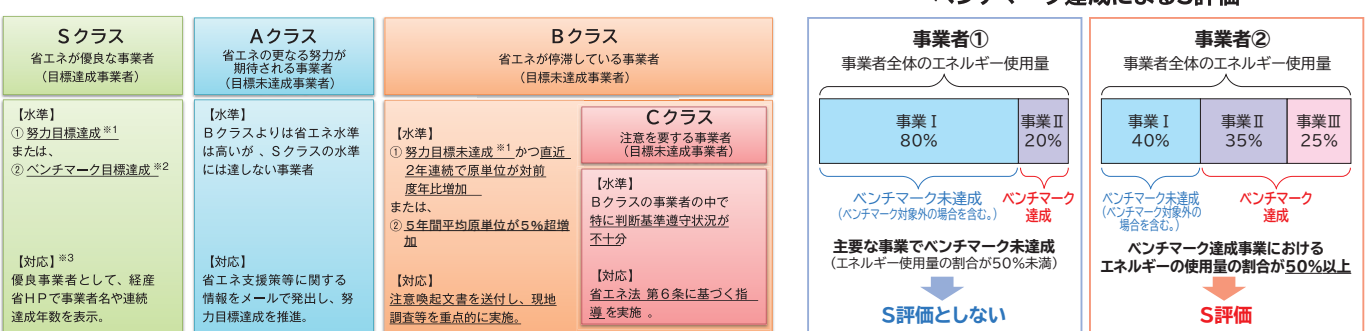
表紙：法人名／法人名（英語表記）／銘柄コード／法人番号
特定第1表：主たる事業／業分類番号／エネルギー管理統括者役職・氏名
特定第2表1～1：エネルギー総使用量、前年度エネルギー総使用量
特定第3表1：主たる事業におけるエネルギー消費原単位及び等年度
特定第4表1：5年度間対前年度比／5年度間平均原単位変化
特定第6表：ベンチマーク指標の状況
特定第12表：基礎排出量／調整後排出量

(8) 事業者クラス分け評価制度

提出された定期報告書等の内容を確認し、事業者をS（優良事業者）・A（一般事業者）・B（停滞事業者）へクラス分けします。Sクラスの事業者は、優良事業者として経済産業省のホームページで公表されます。

Bクラスの事業者については判断基準の遵守状況、エネルギー消費原単位、電気需要平準化評価原単位の推移等について確認するため、「報告徴収」、「立入検査」、「工場等現地調査」が行われる場合があります。また、報告徴収、工場等現地調査、立入検査の結果、判断基準遵守状況が不十分と判断された場合、Cクラス（要注意事業者）となり指導等が行われます。

エネルギーの使用の合理化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認められた場合には「合理化計画の作成指示」が行われます。

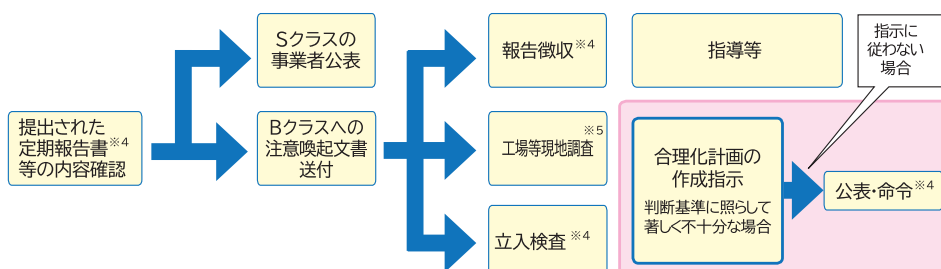


※1 努力目標：5年度間平均エネルギー消費原単位又は5年度間平均電気需要最適化評価原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において設定された、事業者が中長期的に目指すべき水準。

※3 定期報告書、中長期計画書の提出遅延を行った事業者は、Sクラス事業の公表・優遇措置の対象外として取り扱うことがあります。

行政によるチェック



※4 定期報告書による報告若しくは報告徴収に係る報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、50万円以下の罰金。命令に従わない場合は100万円以下の罰金。

※5 工場等現地調査とは、特定事業者を訪問してエネルギーの使用の合理化に関する状況等の調査・確認を行うことによりエネルギーの使用の合理化の徹底を図るものです。調査は、資源エネルギー庁からの委託により実施されます。

3

各種提出書類記入例

エネルギー使用状況届出書 記入例

- 事業者全体（企業単位）としてのエネルギー使用量（原油換算値）の合計が1,500kℓ／年度以上であった場合には、その結果を翌年度5月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局に「エネルギー使用状況届出書」を提出してください。
- 個別の工場や事業場等、事業所単位で1,500kℓ／年度以上のエネルギー使用量（原油換算値）であった場合には、該当する工場等の名称、所在地、事業の名称及びエネルギー使用量を記載してください。

様式第1（第5条又は第40条関係）

エネルギー使用状況届出書

〇〇経済産業局長 殿

20〇〇年 〇月 〇日

住 所 東京都〇〇〇〇
法人名 株式会社〇〇〇
法人番号 ××××××××××
代表者の役職名 代表取締役社長
代表者の氏名 経済 太郎

正式名称を略さず記載。

国税庁 HP に掲載されている 13 桁の法人番号（半角）を入力。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第7条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称	株式会社〇〇〇
主たる事業場の所在地	〒1〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇
主たる事業	セメント製造業
細分類番号	2 1 2 1
エネルギーの使用量（年度）	302,908 原油換算ℓ
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当する ☐ 該当しない ☒

2. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号	エネルギーの使用量（原油換算ℓ）
〇〇工場	〒3〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇〇〇	2 1 2 1	160,038
△△工場	〒2〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇〇〇	2 1 2 1	139,405
本社	〒1〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇	2 1 0 9	93,207

3. 作成担当者連絡先

所在地	〒1〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇
事業所名	株式会社〇〇〇
所属部署	エネルギー環境技術部 次長
氏名	省エネ 三郎
電話番号	××-××××-××××
FAX	××-××××-××××
メールアドレス	××××××@××××

備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
- 4 事業者のエネルギー使用量は、設置しているすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。また、連鎖化事業者にあつては、その設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。
- 5 エネルギー使用量を算出する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
- 6 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者の欄は、該当する又は該当しないのいずれかを○で囲むこと。
- 7 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 8 2. エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。
- 9 既に特定事業者に指定されている者が特定連鎖化事業者の指定を受けようとする場合又は既に特定連鎖化事業者に指定されている者が特定事業者の指定を受けようとする場合は、その旨及び特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号を備考欄に記載すること。

エネルギー管理統括者選任届出書 記入例

- 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の指定を受けた場合は、「エネルギー管理統括者」及び「エネルギー管理企画推進者」をそれぞれ1名選任し、本社の所在地を管轄する経済産業局に「エネルギー管理統括者／エネルギー管理企画推進者選任届出書」を提出してください。

- ※「エネルギー管理統括者」については、指定後、遅滞無く選任。
- ※「エネルギー管理企画推進者」については、指定後、6ヶ月以内に選任。
- ※提出期限は、選解任のあった日以降の最初の7月末日。
- ※エネルギー管理講習受講者であつてエネルギー管理企画推進者ないし管理員に選任される者の選任日は、講習受講日以降とすること。

様式第4（第12条又は第15条関係）

エネルギー管理統括者
エネルギー管理企画推進者

〇〇経済産業局長 殿

20〇〇年 〇月 〇日

住 所 東京都〇〇〇〇
法人名 株式会社〇〇〇
法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者の役職名 代表取締役社長
代表者の氏名 経済 太郎

提出先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長のみ
※定期報告書の提出先と異なります。

石エネルギーへの転換等に関する法律第8条第3項、第9条第3項、第32条第3項又は第33条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	××××××
事業者の名称	株式会社〇〇〇
主たる事務所の所在地	〒1〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇

2. エネルギー管理統括者の氏名等

選任の年月日	2023年7月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 名	取締役 (選任・解任)			
氏 名	省エネ 一郎			
選任又は解任の理由	特定事業者として指定されたため			

3. エネルギー管理企画推進者の氏名等

選任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 名				
氏 名				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号				
選任又は解任の理由				

4. 作成担当者連絡先

所在地	〒1〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇
事業所名	株式会社〇〇〇
所属部署	エネルギー環境技術部 次長
氏名	省エネ 三郎
電話番号	××-××××-××××
FAX	××-××××-××××
メールアドレス	××××××@××××

備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
- 4 括弧書きになっている題名については、届け出ようとする者の職名を○で囲むこと。
- 5 2. エネルギー管理統括者の氏名等及び3. エネルギー管理企画推進者の氏名等の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。

- ① 本社及び全ての工場、支店、営業所、店舗等で使用した燃料・熱・電気ごとの年度間の使用量を集計してください（電気・ガスについては、エネルギー供給事業者の毎月の検針票に示される使用量でも可能です）。
- ② ①の使用量に燃料、熱及び電気の換算係数を乗じて、各々の熱量「GJ（ギガジュール）」を求めてください。
- ③ ②を全て足し合わせて年度間の合計使用熱量「GJ」を求めてください。
- ④ ③の1年度間の合計使用熱量「GJ」に、0.0258（原油換算係数[kℓ/GJ]）を乗じて、1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）を求めてください。

省エネポータルサイト（P.54）『特定事業者向け情報』の原油換算ツールの以下の表に燃料使用量や電力使用量等を入力すれば、原油換算値が簡単に求められます。

※電子報告システムでは、②～④は自動計算されます。

エネルギーの種類		換算係数	単位
原油		38.3	GJ/kℓ
原油のうちコンデンセート（NGL）		34.8	GJ/kℓ
揮発油		33.4	GJ/kℓ
ナフサ		33.3	GJ/kℓ
ジェット燃料油		36.3	GJ/kℓ
灯油		36.5	GJ/kℓ
軽油		38.0	GJ/kℓ
A重油		38.9	GJ/kℓ
B・C重油		41.8	GJ/kℓ
石油アスファルト		40.0	GJ/t
石油コークス		34.1	GJ/t
石油ガス	液化石油ガス（LPG）	50.1	GJ/t
	石油系炭化水素ガス	46.1	GJ/千m ³
可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	54.7	GJ/t
	その他可燃性天然ガス	38.4	GJ/千m ³
石炭	輸入原料炭	28.7	GJ/t
	コークス用原料炭	28.9	GJ/t
	吹込用原料炭	28.3	GJ/t
	輸入一般炭	26.1	GJ/t
	国産一般炭	24.2	GJ/t
	輸入無煙炭	27.8	GJ/t
石炭コークス		29.0	GJ/t
コールタール		37.3	GJ/t
コークス炉ガス		18.4	GJ/千m ³
高炉ガス		3.23	GJ/千m ³
発電用高炉ガス		3.45	GJ/千m ³
転炉ガス		7.53	GJ/千m ³
黒液		13.6	GJ/t
木材		13.2	GJ/t
木質廃材		17.1	GJ/t
バイオエタノール		23.4	GJ/kℓ
バイオディーゼル		35.6	GJ/kℓ
バイオガス		21.2	GJ/千m ³
その他バイオマス		13.2	GJ/t
RDF		18.0	GJ/t
RPF		26.9	GJ/t
廃タイヤ		33.2	GJ/t
廃プラスチック		29.3	GJ/t
廃油		40.2	GJ/kℓ
廃棄物ガス		21.2	GJ/千m ³
混合廃材		17.1	GJ/t
水素		142	GJ/t
アンモニア		22.5	GJ/t
産業用蒸気		1.17	—
産業用以外の蒸気		1.19	—
温水		1.19	—
冷水		1.19	—
電気		※ P.51 参照	

※1: ガス会社からの使用量が“m³（立法メートル）”で表示されている場合、“t（トン）”に換算する必要があります。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算します。不明な場合は、以下の数値を用いることができます。

プロパン	1m ³	1/502[t]
ブタン	1m ³	1/355[t]
プロパン・ブタンの混合	1m ³	1/458[t]

※2: 燃料に都市ガスを使用している場合は、その他の燃料の欄に「都市ガス△△」（△△は、5C、13A等）と記入します。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算します。

※3: 小売り電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気の買電量を記入します。

※4: 夏期・冬期における電気需要平準化時間帯とは、7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日までの8～22時までをいいます。

※5: 「（ ）」は、昼間買電の内数であるため、「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

中長期計画書 記入例

■特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の指定を受けた場合、事業者は原則毎年度7月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局と事業を所管する主務大臣に「中長期計画書」を提出してください。

様式第8（第35条関係）

※記載欄は入力しないでください。

※受理年月日
※受理年月日

中 長 期 計 画 書

〇〇経済産業局長 殿

毎年度7月末日までに提出

20〇〇年 〇月 〇日

正式名称を略さず記載。

提出先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁の長

住所 東京都〇〇〇〇
法人名 株式会社〇〇〇
法人名（英略表記） 〇〇〇〇
法人番号 ××××××××××××
代表者の役職名 代表取締役社長
代表者の氏名 経済 太郎

国税庁 HP に掲載されている 13 桁の法人番号（半角）を入力。

4 桁のコードを記入 ※番号を保有していない場合は空欄

エネルギーの使用の合理化及び省エネルギーに関する法律（昭和30年法律第109号）第27条第1項及び第2項又は第39条第1項及び第2項を提出します。

I 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号 ××××××××

事業者の名称 株式会社〇〇〇

主たる事務所の所在地 〒1〇〇-〇〇〇〇
東京都〇〇〇〇

主たる事業 セメント製造業

細分類番号 2 1 2 1

エネルギー管理統括者の職名・氏名 職名 取締役（環境・CSR担当）氏名 省エネ 一郎

エネルギー管理企画推進者の職名・氏名 職名 エネルギー環境技術部長氏名 省エネ 二郎

勤務地、電話、FAX、メールアドレスは、エネルギー管理企画推進者（作成実務者の場合を含む。）に直接連絡が取れる連絡先を記入。

勤務地 〒1〇〇-〇〇〇〇
電話（ ××-×××××-××××
FAX（ ××-×××××-××××
メールアドレス ××××××@××××××

中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間の中長期計画書の提出免除を希望する

計画書（合理化）の計画期間 (2024) 年度 ~ (2028) 年度

計画書（非化石転換）の計画期間 (2024) 年度 ~ (2030) 年度

合理化計画について提出免除措置の希望をする場合は口欄を塗りつぶすこと。

提出免除を希望する場合は、2～5年の期間を記載。

非化石転換の計画について、直近年度に提出した計画から変更がない場合は口欄を塗りつぶし、IV表は空欄とすること。

最後に取得した事業者番号を入力。認定管理統括事業者として計画書を提出する場合には、過去の特定事業者番号等を記入していないか確認。

正式名称を略さず記載。

日本標準産業分類の細分類項目名を記載。

日本標準産業分類の細分類番号（4桁の数字）。

人事異動等で変更があった場合は、併せて選解任届（様式第4）を提出。なお、提出時点で未選任の場合には、作成実務者の職名等を記入し、エネルギー管理士免状番号又は講習終了番号の欄には“選任中”、氏名の後ろに“（作成実務者）”と記載。

II エネルギー使用量 1. エネルギー使用量

エネルギー使用量 (原油換算 kJ)	1,000,000
-----------------------	-----------

今年度の定期報告（昨年度実績）におけるエネルギー使用量（定期報告書特定-第2表）の合計の数値を記入。

III エネルギーの使用の合理化に関する計画 1. ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 kJ)
2	セメント製造業	4,000 MJ/t	800,000

2. ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み (単位)					
	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	目標年度 2030 年度
2	3,920 MJ/t	3,840 kJ/t	3,820 kJ/t	3,790 kJ/t	3,750 kJ/t	3,739 kJ/t

3. エネルギーの使用の合理化に関する計画内容及び期待効果

内容	中長期計画 作成指針	該当する 工場等	着手時期 完了時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 kJ/年)	ベンチ マーク 対象	新規 追加
焼成炉の 燃焼効率の 向上	2(3)	〇〇工場	25年4月 27年5月	12,000	2	
製造業 の断熱強化	2(3)	△△工場	25年4月 27年5月	9,000	2	
ファン、モータ のインバータ化	2(3)	△△工場	27年1月 28年3月	3,000		○
空調設備の更新		本社	25年1月 25年7月			○
照明の LED 化		本社	25年 25年			
合計				30 年度 4,200 kJ 30 年度 3,800 kJ 30 年度 4.2 % 30 年度 3.8 %		

設備投資等を伴う省エネ計画を記入。

II エネルギー使用量に対する計画完了時点の年間削減量を記入。

計画内容が「中長期作成指針」に記載がある場合、該当する項番を記入する。

複数の工場・事業場が該当する場合は、それぞれの工場等の名称を記入。全ての工場が対象となる場合は“全工場”とする。

エネルギー使用合理化期待効果の合計を記入。

ベンチマーク対象範囲のエネルギー使用合理化期待効果の合計を区分毎に記入。※旧法に基づく係数で算出

期待効果の合計／報告対象年度のエネルギー使用量

ベンチマーク対象範囲の期待効果の合計／報告対象年度のベンチマーク対象事業のエネルギー使用量 ※旧法に基づく係数で算出

4. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報

1 従来からの「省エネ推進責任者会議」を改組し、エネルギー管理統括者（取締役（環境・CSR担当）を委員長、エネルギー管理企画推進者（エネルギー環境技術部長）を副委員長とし、本社各部、支社、全工場から1名の部長を委員とする「省エネ委員会」を立ち上げた。
主たるミッションは、省エネルギーの推進とCO₂排出量の削減に関して全社の組織を見渡した中長期基本計画（5年間）の作成と、そのローリングプランとしての年度計画の作成及び毎四半期ごとの年度計画の達成状況のチェックである。
本中長期計画書は、この「省エネ委員会」において承認されたものである。

2 また、来年より、全社的に固定エネルギー削減計画をスタートしており、この一環として3年間で順次、高効率照明等の導入、事務用機器・業務用機器の更新にあたり基準エネルギー消費効率率以降のものを採用することを決定した。

5. 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由
ボイラー設備の更新	〇〇工場	実施済み
		削除理由は、「実施済み」「計画順延」「計画中止」等とする。

IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画
1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標
1-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	目標
		2030 年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	100,000	4.0 %

任意の目標年度を設定する。

1-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	定量目標の目安	目標
				2030 年度	2030 年度
2	セメント製造業	2030 年度における焼成工程における化石燃料及び非化石燃料の使用量に占める非化石燃料の使用量の割合	800,000	28 %	30 %

P.13 に示す事業に該当する場合はその事業を記載し、目標の設定を行う。該当しない場合は 1-2 の表は記載不要。

2030 年度の目標を設定する。

1-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	目標
		2030 年度
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率	1,000,000	20 %

1-1、1-2 の他、事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効な指標を任意に設定することができる。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容	該当する工場等	着手時期 完了時期	非化石エネルギー 転換期待効果	目安設定 業種	新規 追加
焼成工程における 廃棄物等の利用拡大	〇〇工場	25 年 4 月 27 年 6 月	100,000 k1	2	
非化石比率の高い 電力メニューへの転換	△△工場	26 年 4 月 26 年 7 月	4,500 k1		○
自家発電に投入する バイオマス燃料の割合増加	△△工場	27 年 4 月 28 年 7 月	2,000 k1		○
当該取組によって増加する非化石エネルギー量の他、石炭の削減割合等を記載することも可能。					

3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025 年 4 月より利用技術の研究開発及び実証実験を進める。
また、製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026 年 10 月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

4. 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 計画書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
- 4 I の「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 5 Ⅲの 1・2 及びⅣの 1-2 の「区分」欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第 5 又は非化石エネルギーへの転換に関する法第 5 条第 2 項に規定する判断の基準（以下「非化石エネルギーへの転換に関する判断基準」という。）の別表第 1 に規定する区分をそれぞれ記入すること。
- 6 Ⅲの 3 の「中長期計画作成指針」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画作成指針に記載されている計画の番号のうち、該当するものを記載すること。
- 7 Ⅲの 3 及びⅣの 2 の「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場等が該当する場合は全工場等と記入すること。
- 8 Ⅲの 3 の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
- 9 Ⅳの 2 の「非化石エネルギー転換期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における非化石エネルギーへの転換に関する効果を記入すること。
- 10 Ⅲの 4 及びⅣの 3 には、Ⅲの 3 及びⅣの 2 で定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に向けた計画等について記入すること。この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR 報告書等の関係資料を添付すること。
また、Ⅲの 4 において洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率を記入し、再生可能エネルギー使用率が 72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
- 11 Ⅲの 5 及びⅣの 4 には、Ⅲ及びⅣについて前年度と比較して記入すること。

定期報告書 記入例

- 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の指定を受けた場合、事業者は毎年度7月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局と事業を所管する主務大臣に「定期報告書」を提出してください。
- 「定期報告書」は、「事業者全体の報告部分（特定－第1表～特定－第12表）」、「事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定－総括表～第5表）」及び「個別の工場・事業場の報告部分（指定－第1表～指定－第10表）」から構成されます。
- 定期報告書の記入例には、主だった注意事項を記載しています。

定期報告書記入要領は省エネポータルサイト（P.54）『定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度』を参照

◆事業者全体の報告部分（特定－第1表）◆

様式第9（第36条関係）

※受理年月日			
※処理年月日			
定 期 報 告 書			
提出先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁の長			
〇〇経済産業局長 殿			
2000年 〇月 〇日			
住 所 東京都〇〇〇〇			
法人名 株式会社〇〇工業			
法人名（英語表記） 〇〇〇〇			
法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
銘柄コード 〇〇〇〇			
代表者の役職名 代表取締役			
代表者の氏名 経 済 太 郎			
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第16条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。			

記載しない。

毎年度7月末日までに提出。

正式名称を略さず記載。

4桁のコードを記入
※番号を保有していない場合は空欄

提出先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁の長

国税庁HPに記載されている13桁の法人番号（半角）を入力。

事業者単位の報告

特定－第1表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	××××××××									
特定排出者番号	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
事業者の名称	株式会社〇〇工業									
主たる事務所の所在地	〒100-0000 東京都〇〇〇〇									
主たる事業	セメント製造業									
細分類番号	2	1	2	1						
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 取締役（環境・CSR担当） 氏名 省エネ 一郎									
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 エネルギー環境技術部 次長 氏名 省エネ 二郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 ××-2020-3-×××× 勤務地 〒100-0000 東京都〇〇〇〇 電話（ ××-××××-×××× ） FAX（ ××-××××-×××× ） メールアドレス ××××××@××××××									
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無	有 無									
有の場合										
変更前の事業者の名称	：									
変更前の事業者の所在地	〒									

最後に取得した事業者番号を入力。認定管理統括事業者として計画書を提出する場合には、過去の特定事業者番号等を記入していないが確認。

日本標準産業分類の細分類項目名を記載。

日本標準産業分類の細分類番号4桁の数字）を記載。

人事異動等で変更があった場合は、併せて選解任届（様式第4）を提出。
※定期報告書、中長期計画書の提出とは別に必要です。

勤務地、電話、FAX、メールアドレスは、エネルギー管理企画推進者（作成実務者の場合を含む。）に直接連絡が取れる連絡先を記入。

人事異動等で変更があった場合は、併せて選解任届（様式第4）を提出。
なお、提出時点で未選任の場合には、作成実務者の職名等を記入し、エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号の欄には、“選任中”、氏名の後ろに“（作成実務者）”と記載。

備考「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

◆事業者全体の報告部分（特定－第2表1－1）◆

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1－1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度										連携省エネルギー措置を踏まえた使用量	
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
		数量	熱量 GJ	数量	熱量 GJ	数量	熱量 GJ	数量	熱量 GJ	数量	熱量 GJ	数量	熱量 GJ
化石燃料	灯油	kL	100	2,630						100	2,630		
	軽油	kL	5,000	130,000						5,000	130,000		
	A重油	kL	1,000	25,000						1,000	25,000		
	B・C重油	kL	3,000	75,000						3,000	75,000		
	石炭	t											
	アスファルト	t											
	石油コークス	t	20,000	602,000						2,000	602,000		
	液化石油ガス (LPG)	t											
	石油系液化天然ガス	t											
	その他可能性天然ガス	t											
石炭	輸入原料炭	t											
	コークス用原料炭	t											
	吹込用原料炭	t											
	輸入一般炭	t	1,000,000	25,100,000						1,000,000	25,100,000		
	国産一般炭	t											
	輸入無煙炭	t											
	石炭コークス	t											
	コールタール	t											
	コークス炉ガス	t											
	高炉ガス	t											
非化石燃料	発電用高炉ガス	t											
	転炉ガス	t											
	都市ガス	t											
	小計	GJ	27,490,000							27,490,000			
	黒炭	t											
	木材	t											
	木質廃材	t	300,000	8,350,000						300,000	8,350,000		
	バイオエタノール	kL											
	バイオディーゼル	kL											
	バイオガス	t											
その他	その他バイオマス	t											
	沼澤	t											
	沼澤	t											
	廃タイヤ	t											
	廃プラスチック	t											
	廃油	kL											
	廃棄物ガス	t											
	混合廃材	t											
	水素	t											
	アンモニア	t											
熱	小計	GJ	8,350,000							8,350,000			
	産業用蒸気	GJ											
	うち非化石	GJ											
	産業用以外の蒸気	GJ											
	うち非化石	GJ											
	温水	GJ											
	うち非化石	GJ											
	冷水	GJ											
	うち非化石	GJ											
	小計	GJ											
電気	電力	kWh											
	うち非化石	kWh											
	小計	kWh	2,295,000							2,295,000			
	うち非化石	kWh	632,000							632,000			
	重み付け非化石	kWh	1,000							1,000			
	太陽光	kWh	1,000	3,600						1,000	3,600		
	風力	kWh	1,000										
	水力	kWh											
	その他	kWh											
	燃料を投じて発電した発電量を記入する。GJ 換算の際には発電量に 8.64 を乗じて算出する。 ※使用電気の小計には含まない。												

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2 ※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含まないこと。

◆事業者全体の報告部分（特定－第2表1－2～1－5）◆

1－2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度					
		使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
		数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
月別	4月	千kWh					
	5月	千kWh					
	6月	千kWh					
	7月	千kWh					
	8月	千kWh					
	9月	千kWh					
	10月	千kWh					
	11月	千kWh					
	12月	千kWh					
	1月	千kWh					
	2月	千kWh					
	3月	千kWh					
出力制御時間帯	千kWh	100,000	9,288	83,333	7,740	10,000	929
需給が厳しい時間帯	千kWh	70,000	22,033	58,333	18,361	7,000	2,203
その他の時間帯	千kWh	130,000	31,528	108,333	26,273	13,000	3,153
合計			62,849		52,374		6,285

事業者ごとに月別／時間帯別のいずれかを選択する。

電気使用量 (kWh) に対して月別又は時間帯別の電気需要最適化係数を乗じて算出する(P.14参照)。

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 2 原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1－3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	50 日
------------------------	------

- 備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
- 2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1－4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
☐ 熱 ☒ 電気	JP-000-000-000-001～JP-000-000-000-010	〇〇年〇月〇日	20,000 GJ・kWh
☐ 熱 ☒ 電気	非化石証書		100,000 GJ・kWh
☐ 熱 ☐ 電気			GJ・kWh

- 備考 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
- 5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
- 6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
- 7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1－5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

電気メニューごとに使用量及び非化石割合を記入する。

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
☐ 熱 ☒ 電気	1. 〇〇電力(メニューA)	200,000 GJ・kWh	1,728,000 kl	15 %
☐ 熱 ☒ 電気	2. △△電力(メニューC)	100,000 GJ・kWh	864,000 kl	20 %
☐ 熱 ☐ 電気	3.	GJ・kWh	kl	%

◆事業者全体の報告部分（特定－第2表2）◆

2 連携省エネルギー措置の実績

2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

××株式会社の上工程を当社に集約する連携省エネルギー措置を実施している。集約後の当該工程では電気 30,000 千 kWh を使用しており、連携省エネルギー措置実施前と比較して 20,000 千 kWh の省エネとなった。

①連携でどのくらいエネルギーを使用したか
②どのくらい省エネできたか
記入

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

上工程の集約による生産物の下工程への供給比が、××株式会社：株式会社〇〇＝600 個／日：1,200 個／日のため、エネルギー使用量を 1：2 の割合で按分することとする。

具体的な根拠と共に按分割合を記入。

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ
電気	8.64	GJ/千 kWh	50,000	432,000	8.64	GJ/千 kWh	30,000	259,200

按分し、報告する分のエネルギー量を記入。
※この数字を特定－第2表1－1に記入。

◆事業者全体の報告部分（特定－第3表1－1～1－2）◆

特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等
1－1 エネルギー消費原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
					エネルギーの使用量 (原油換算 kl) (A-1)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 kl) (A-1')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 kl) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 kl) B'	(C-1) = (A-1') - B' C-1 / (U-1) × 100	(C-1) の構成割合 (%) (D-1) = (C-1) / (U-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	エネルギー消費原単位 (F-1) = (C-1) / E	前年度のエネルギー消費原単位 (G-1)	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (H-1) = (F-1) / (G-1)	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I-1) = (H-1) - 1
1	工場等に係る事業の名称	セメント製造業			971,800	927,682	0	0	927,682	97.4	12,300	0.008333	0.009028	92.3	2.4
	細分類番号	2	1	2							1				
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等			25,000	25,000	0	0	25,000	2.6	3,000,000	0.008333	0.009028	92.3	2.4
	細分類番号	2	1	0							9				
3	工場等に係る事業の名称														
	細分類番号														
事業者全体					(S-1) (合計)	(S-1') (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U-1) (合計)	100%	V	(W-1)	(X-1)	(Y-1) = (W-1) / (X-1) × 100	99.3
					996,800	952,682	0	0	952,682		(名称:) (単位:)			(Z-1) = (Y-1) + ((S-1) - S) × 100	

非化石燃料の使用量を 0.8 倍して再計算する。

上段: エネルギーの使用と密接な関係を持つ値の数値
中段: エネルギーの使用と密接な関係を持つ値の種類
下段: エネルギーの使用と密接な関係を持つ値の単位
種類、単位を変更する場合は P.15 参照

事業者全体で統一した値を使う場合は、まとめて事業者全体として記入することが可能。

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W-1)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z-1)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、V (W-1) (X-1) (Y-1) は記入不要。
4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A-1) B' (C-1) 及び事業者全体の (S-1) から (Y-1) まで記入すること。
5 「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量 (A-1')」は、(A-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

1－2 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類					事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算											
						エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-2)	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-2')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) B'	(C-2) = (A-2') - B-B'	(C-2) の構成割合 (%) (D-2) = (C-2) / (U-2) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	エネルギー消費原単位 (E-2) = (C-2) / E	前年度のエネルギー消費原単位 (G-2)	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (H-2) = (E-2) / (G-2) × 100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I-2) = (H-2) - 100	
1	工場等に係る事業の名称	セメント製造業				971,800	923,570	0	0	923,570	97.4	12,300	75.09	74.94	100.2	(I-2)	
	細分類番号	2	1	2	1							(名称: 生産量)				97.6	
												(単位: 千 t)					
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等				25,000	24,654	0	0	24,654	2.6	3,000,000	0.008218	0.008641	95.1	(J-2)	
	細分類番号	2	1	0	9							(名称: 延床面積)				2.5	
												(単位: m ²)					
3	工場等に係る事業の名称															(K-2)	
	細分類番号															(名称:)	
																(単位:)	
事業者全体						(S-2) (合計)	(S-2') (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U-2) (合計)	100%	V	(W-2)	(X-2)	(Y-2) = (W-2) / (X-2) × 100		
						996,800	948,224	0	0	948,224		(名称:)					
												(単位:)					
															(Z-2) = (I-2) + (J-2) + (K-2) + ...		
															100.1		

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W-2)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z-2)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、V (W-2) (X-2) (Y-2) は記入不要。
4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A-2) B' (C-2) 及び事業者全体の (S-2) から (Y-2) まで記入すること。
5 「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (A-2')」は、(A-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

◆事業者全体の報告部分（特定－第3表2－1～2－2）◆

2－1 電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
					エネルギーの使用量 (原油換算 kl) (㉑-1)	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 kl) (㉑-1)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 kl) (㉒-1)	購入した未利用熱の量 (原油換算 kl) (㉒-1)	(㉑'-1) = (㉑'-1') - (㉑-㉒) (㉑'-1)	(㉑'-1) の構成割合 (%) (㉑'-1) = (㉑'-1) / (㉑'-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (㉑)	電気需要最適化評価原単位 (㉑'-1) = (㉑'-1) / (㉑)	前年度の電気需要最適化評価原単位 (㉑'-1)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (㉑'-1) = (㉑'-1) / (㉑'-1) × 100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (㉑'-1) = (㉑'-1) × (㉑'-1) / 100
1	工場等に係る事業の名称	セメント製造業			971,800	923,992	0	0	923,992	97.4	12,300	75.12	75.35	99.7	(㉑'-2)
	細分類番号	2	1	2							1				
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等			25,000	24,665	0	0	24,665	2.6	3,000,000	0.008222	0.008879	92.6	(㉑'-2)
	細分類番号	2	1	0							9				
3	工場等に係る事業の名称														(㉑'-2)
	細分類番号														
事業者全体					(㉑-1) (合計)	(㉑'-1') (合計)	(㉑) (合計)	(㉑') (合計)	(㉑'-1) (合計)	100%	(㉑)	(㉑'-1)	(㉑'-1)	(㉑'-1) = (㉑'-1) / (㉑'-1) × 100	(㉑'-1) = (㉑'-1) + (㉑'-1) + ... 99.5
					996,800	948,657	0	0	948,657		(㉑'-1) = (㉑'-1) / (㉑'-1) × 100				

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第3表 1－1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (W'-1)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z'-1)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、(V) (W'-1) (X'-1) (Y'-1) は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (W'-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A'-1) (A'-1') (B'-1) (B'-1') (C'-1) 及び事業者全体の (S'-1) から (Y'-1) まで記入すること。
- 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (A'-1)」は、(A'-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

2－2 連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

連携した場合、記入が必要。

番号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算											
		エネルギーの使用量(原油換算 kl) (A'-2)	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算 kl) (A'-2') 非化石燃料の使用量を 0.8 倍し、 電気需要最適化係数と連携省エネ措置を加味して再計算する。	販売した副生エネルギーの量(原油換算 kl) (B)	購入した未利用熱の量(原油換算 kl) (B')	(C'-2) = (A'-2') × (B'-2)	(C'-2) の構成割合 (%) (B'-2) = (C'-2) / (B'-2) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (D)	電気需要最適化評価原単位 (E'-2) = (C'-2) / (D)	前年度の電気需要最適化評価原単位 (E'-2)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (F'-2) = (E'-2) / (E'-2) × 100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (F'-2) = (E'-2) × (E'-2) / 100	
1	工場等に係る事業の名称	セメント製造業	971,800	919,911	0	0	919,911	97.4	12,300	74.79	74.57	100.3	(F'-2)
	(名称：生産量)								97.7				
	(単位：千t)												
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	25,000	24,556	0	0	24,556	2.6	3,000,000	0.008185	0.008580	95.4	(F'-2)
	(名称：延床面積)								2.5				
	(単位：㎡)												
3	工場等に係る事業の名称												(F'-2)
	細分類番号							(名称：)					
								(単位：)					
事業者全体			(S'-2) (合計)	(S'-2') (合計)	(T) (合計)	(T') (合計)	(U'-2) (合計)	100%	(V)	(W'-2)	(X'-2)	(Y'-2) = (W'-2) / (X'-2) × 100	(Z'-2) = (Y'-2) + (Y'-2) + (Y'-2) + ...
			996,800	944,467			944,467		(名称：)			100.2	
								(単位：)					

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第3表 1－1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (W'-2)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z'-2)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、(V) (W'-2) (X'-2) (Y'-2) は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (W'-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A'-2) (A'-2') (B'-2) (B'-2') (C'-2) 及び事業者全体の (S'-2) から (Y'-2) まで記入すること。
- 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (A'-2)」は、(A'-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

◆事業者全体の報告部分（特定－第4表、特定－第5表）◆

特定－第4表

事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	〇〇年度	〇〇年度	事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位」の算出が可能な場合は、記入。			
エネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)		①-1 101.3	②-1 100.5	③-1 100.3	④-1 99.3	100.3
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)		①'-2	②'-2	③'-2 99.7	④'-2 100.1	-

99%以下=年平均1%以上低減

備考 特定－第3表1-1、1-2において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (②'-1)、(②'-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分		年度		月別		時間帯別		5年度間平均原単位変化	
電気需要最適化評価原単位		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
対前年度比 (%)							⑤'-1 99.5		99.8
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位									
対前年度比 (%)		①'-2	②'-2	③'-2 99.9	④'-2	⑤'-2 100.2			-

99%以下=年平均1%以上低減

備考 特定－第3表2-1、2-2において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (②'-1)、(②'-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入すること。

非化石エネルギー使用状況の算出に当たっては以下の補正に注意する。
①他社に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料を分子分母から除く
②「重み付け非化石」に該当する電気（P.51 参照）の使用量を1.2倍する
③特定第2表1-4に記入した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算する

3 非化石エネルギーの使用状況

3-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	非化石電気の使用状況					目標
		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	205,347	27.1 %	27.4 %	30.0 %	30.3 %	31.6 %	40 %

中長期計画書に記載した目標を記入する。

3-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	指標の状況					定量的目標の目安	目標
				〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	2030年度	2050年度
2	セメント製造業	2030年度における 焼成工程における 化石燃料及び非化石 燃料の使用量に 占める非化石燃料 の使用量の割合	800,000	18.7 %	20.2 %	21.0 %	23.4 %	21.1 %	28 %	30 %

中長期計画書に記載した目標を記入する。

3-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	指標の状況					目標
		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	
事業者全体の全エネルギー使用量に占める 非化石エネルギー比率	996,845	24.9 %	25.4 %	25.6 %	28.1 %	28.6 %	30 %

3-4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

(3-1)	3-1、3-2、3-3で記載した割合の算出方法（計算式等）を記入。
-------	-----------------------------------

備考 1 3-1、3-2及び3-3では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。
2 3-1、3-2及び3-3の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。
① 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
② 「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。
③ 特定第2表1-4に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。
3 3-1、3-2及び3-3の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。
4 3-2及び3-3において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定－第5表

エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

1 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び2において同じ。）が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

(イ)の理由	連携省エネルギー措置を実施し、他者との連携を含めた全体的な省エネに取り組んだが、セメント需要動向の変化により、比較的エネルギー原単位が大きい低熱ボルトランドセメント等の生産割合が増加したため、全体のエネルギー消費原単位が悪化した。また、セメント生産量が減少したこともエネルギー消費原単位の悪化に寄与している。	特定－第4表1の「5年度間平均原単位変化」が99%以下の場合記入不要。	具体的に記載。
(ロ)の理由	エネルギー原単位の大きい低熱ボルトランドセメント等の生産割合が増加したため、全体のエネルギー消費原単位が悪化している。	特定－第3表の「エネルギー消費原単位の対前年度比」が100%未満の場合記入不要	

備考 (イ) 及び (ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。

2 事業者の過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

(ハ)の理由	連携省エネルギー措置を実施し、他者との連携を含めた全体的な省エネに取り組んだが、セメント需要動向の変化により、比較的エネルギー原単位が大きい低熱ボルトランドセメント等の生産割合が増加したため、全体のエネルギー消費原単位が悪化した。また、セメント生産量が減少したこともエネルギー消費原単位の悪化に寄与している。	特定－第4表2の「5年度間平均原単位変化」が99%以下の場合記入不要。	
(ニ)の理由		特定－第3表の「電気需要最適化評価原単位の対前年度比」が100%未満の場合記入不要。	

備考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

証書の活用、非化石比率の高い電力メニューの選択等により、使用電気全体に占める非化石電気の比率（3-1）及び事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギーの比率（3-3）については昨年度と比べ減少している。これは、燃料価格等の要因により非化石燃料の投入比率が低下したためである。	特定第4表3において、報告対象年度の実績が前年度と比べて向上している場合記入不要。
--	---

◆事業者全体の報告部分（特定－第6表、特定－第7表）◆

特定－第6表

ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

達成率の分母がゼロ以下の場合、－を記入。

区分	対象となる事業者の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算量)	ベンチマーク指標の状況(単位)						ベンチマーク 指標の見込み	達成率	目標年度に おける目標 値 (単位)
			〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度			
3	セメント 製造業	730,000	4,100 MJ/t	4,080 MJ/t	4,050 MJ/t	4,000 MJ/t	3,980 MJ/t	3,940 MJ/t	33%		3,739 MJ/t

算出方法：
 $(\text{前年度実績} - \text{報告対象年度実績}) \div (\text{前年度実績} - \text{報告対象年度見込}) \times 100$
 $= (4000 - 3980) \div (4000 - 3940) \times 100 = 33\%$

- 備考 1 「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。
- 2 「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。
- 3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。
 $\text{達成率} = (\text{①} - \text{②}) \div (\text{①} - \text{③})$
ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマークの指標、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

特定－第7表

判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1-1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

- 備考 1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第5備考に規定する補正值により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。
- 2 洋紙製造業（4A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
- 3 貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第5備考6に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第5備考7に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1-2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

ベンチマークの対象工場は、○○工場、△△工場。
ベンチマークとの差は $3,739 - 3,940 = 201$ MJ/t

<未達理由>
エネルギー原単位の大きい製品の生産比率が高いため。

ベンチマークと比較して、（未達であれば）未達の原因及び当該事業者が抱えている事情等、参考となる情報を具体的に記入。

2 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 (%)	火力発電量に占める発電量比率 (%)
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

- 備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマスのみ記入))	
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入したエネルギー量(GJ)	
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量(GJ)	
設備に投入した水素のエネルギー量(GJ)	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量(GJ)	

- 備考 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

◆事業者全体の報告部分（特定－第8表）◆

特定－第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

I エネルギーの使用の合理化の基準	
I-1 全ての事業者が取り組むべき事項	
(1) 取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。 取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	■ 策定している □ 策定していない ■ 全て含めている □ 大半含めている □ 一部含めている □ 含めていない
(2) 管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない (整備完了予定年 年度)
(3) 責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	■ 配置済み □ 一部配置している □ 配置していない
①エネルギー管理統括者の責務 ア. 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。 イ. 取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。 ウ. 取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。 エ. エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない ■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない ■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
③現場実務を管理する者の責務 ア. 設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。 イ. 取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。 ウ. ア. のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	■ 全ての工場等で実施している □ 大半の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない ■ 全ての工場等で実施している □ 大半の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない ■ 全ての工場等で実施している □ 大半の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない
(4) 資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(5) 従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(6) 取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(7) 取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(8) 文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
I-2	
1 工場等单位、設備単位での基本的実施事項	
(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない (整備予定年 年度)
(3) エネルギー消費量の大きい設備の廃棄等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(6) 休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
ISO50001の活用状況	□ 認証取得している ■ 認証取得を検討している (取得予定年 ○○ 年度) □ 検討していない

「策定していない」を選択した場合 I-1(3) ①イ、(6)、(7) は実施していないを選択。

◆事業者全体の報告部分（特定－第9表）◆

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要
- 省エネ推進責任者会議（第6回） - 省エネ事例発表会開催（年2回）時に効果のあった優秀事例については社長表彰 ＜省工場で実施＞ - 省エネパトロール 職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認 - 省エネ勉強会 省エネ推進メンバーを対象として実施 - 省エネ月間の推進（2月） ＜〇〇工場＞ - 設備を集約化して生産プロセスを見直し、高効率ボイラー1基を導入し、生産効率を5%改善した。 ＜本社＞ - 蛍光灯のLED照明への切り替えを順次実施（導入率90%）

設備の新設等を行った場合は、
省エネ効率・効果等を含め記載。

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要
＜〇〇工場＞ - 電気を大量に消費する一部の製品を夜間に生産している。

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要
・徹底検査も原料の一部として活用できる特徴を生かし、通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進めている。 ・製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026年10月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

4 エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書
記載事項の実施状況

内 容	中長期計画 作成指針	該当する工場等	中長期計画書 記載の有無	実施状況
汎用ボイラーの高効率化	製造業2(3)	〇〇工場	有	○

昨年度提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされている内容を転記（範囲：内容～中長期計画書記載の有無 まで）

記載した各計画内容の実施状況を記載
○：予定通り実施
△：計画より小規模の投資、実施の遅延があったが実施
×：未実施
－：中長期計画書の記載なし

備考「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書
記載事項の実施状況

内 容	該当する工場等	中長期計画書 記載の有無	実施状況
非化石比率の高い 電力メニューへの転換	△△工場	有	○

備考「内容」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅣの2に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

6 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	
設計効率(発電端・HHV)(%)	
設備から得られる電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入したエネルギー量(GJ)	
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	

備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。

- 2 「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
- 3 「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
- 4 バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
- 5 「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7 バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度	
設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
設計効率(発電端・HHV)(%)	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入したエネルギー量(GJ)	
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比(%)	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 年間実績
月別実績効率(発電端・HHV)(%)	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 年間実績
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	

備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。

- (1) バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）
- (2) バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの
- 2 「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定－第9表6の「設計効率」の欄又は様式第21の特定－第9表6の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。
- 3 「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
- 4 「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「4月」から「3月」の欄は、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（1（2）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。
- 5 「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

◆事業者全体の報告部分（特定－第10表～特定－第12表1）◆

特定－第10表
事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分の変更手続きが必要□、 口を■とする)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類 における細分類 番号				工場等に係 る事業の名称
第一種 (指定区分の変更手続きが必要□)	XXXXXX	〇〇工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇〇〇	2	1	2	1	セメント 製造業
第一種 (指定区分の変更手続きが必要□)	XXXXXX	△△工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇〇〇	2	1	2	1	セメント 製造業
第一種 (指定区分の変更手続きが必要□)	XXXXXX	本社	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇	2	1	0	9	主として管 理事務を行 う本社等
第二種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					

特定－第11表
現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類にお ける細分類番号				工場等に係る事 業の名称	エネルギーの使用 量(原油換算kl)
	〒						
	〒						
	〒						

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考1の報告の際には、指定－第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考1の報告の際には、指定－第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定－第12表
事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： 〇〇 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号		事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
事業者 全体	主たる事業		セメント製造業			2,415,346 t-CO ₂	
	細分類番号		2	1	2		1
	当該事業を所管する大臣		経済産業大臣				
	商標又は商号等						
特定連鎖化事業者の場合のみ記入。							
1	工場等に係る事業の名称		セメント製造業			2,352,547 t-CO ₂	
	細分類番号		2	1	2		1
	当該事業を所管する大臣		経済産業省				
2	工場等に係る事業の名称		主として管理事務を行う本社等			62,799 t-CO ₂	
	細分類番号		2	1	0		9
	当該事業を所管する大臣		経済産業省				
3	工場等に係る事業の名称					t-CO ₂	
	細分類番号						
	当該事業を所管する大臣						

- 備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
- 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。
- 6 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第12表の2に必要事項を記載すること。
- 7 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

◆事業者全体の報告部分（特定－第12表1～特定－第12表6の1）◆

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂	
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					

備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、特定－第12表の1の備考4(1)に掲げる量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	2,415,290 t-CO ₂
--------------	-----------------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000489 t-CO ₂ /kWh	A社の基礎排出係数	A社電力管内の事業所
0.000482 t-CO ₂ /kWh	B社の基礎排出係数	B社電力管内の事業所

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000485 t-CO ₂ /kWh	A社の調整後排出係数	A社電力管内の事業所
0.000467 t-CO ₂ /kWh	B社の調整後排出係数	B社電力管内の事業所

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第12表の4の1及び4の2に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種別	合計量
1. オフセット・クレジット (J-VET)	10 t-CO ₂
2. FIT 証書	46 t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定－第12表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定－第12表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定－第12表の6の4に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

◆事業者全体の報告部分（特定－第12表6の2～特定－第12表7）◆

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	オフセット・クレジット（J-VET）	
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
JP-000-000-000-001～JP-000-000-000-010	〇〇年〇月〇日	10 t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合 計 量		10 t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の4 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

非化石証書の量に全国平均係数、補正率を乗じた値を6の1に記入し、調整後温室効果ガス排出量から控除する。
ただし、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限とする。

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
FIT 証書	100,000 kWh	0.000445 t-CO ₂ /kWh	1.04	150 t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 （該当するものに○をすること）	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 （該当するものに○をすること）	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

数字を○で囲う。

数字を○で囲う。

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定－総括表～認定第1表）◆

認定－総括表

認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第2条第1項に定める数値以上の事業者の一覧

1 認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード
×××××××	株式会社〇〇	株式会社〇〇	〇〇Corporation	××××××××××	〇〇〇〇

認定管理統括事業者の場合は、エネルギーの使用量が年1,500kℓを超える事業者の分、認定表を提出。
※認定総括表は1つで構いません。

2 管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード
×××××××	△△株式会社	△△株式会社	△△Corporation	××××××××××	〇〇〇〇
×××××××	□□株式会社	□□株式会社	□□Corporation	××××××××××	〇〇〇〇

年度のエネルギー使用量が1,500 kℓを超える場合記入。

認定－第1表 事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号	×××××××								
特定排出者番号	*	*	*	*	*	*	*	*	*
事業者の名称	△△株式会社								
法人番号	××××××××××××								
主たる事務所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇								
代表者の役職名	代表取締役								
代表者の氏名	経産 三郎								
主たる事業	ソーダ工業								
細分類番号	1	6	2	1					
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有の場合 変更前の事業者の名称 : 変更前の事業者の所在地 : 〒									

- 備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定第2表1-2～認定第2表2-3）◆

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度					
		使用量		連携省エネルギー使用量		連携省エネルギー分の使用量	
		数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
月別	4月	千kWh					
	5月	千kWh					
	6月	千kWh					
	7月	千kWh					
	8月	千kWh					
	9月	千kWh					
	10月	千kWh					
	11月	千kWh					
	12月	千kWh					
	1月	千kWh					
	2月	千kWh					
	3月	千kWh					
時間帯別	出力制御 時置	千kWh	300	28			
	需給が厳しい 時間帯	千kWh	230	72			
	その他の時間帯	千kWh	470	114			
	合計			214			

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。
 なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
 2 原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	30 日
------------------------	------

備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
 2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1-4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
☐ 熱			GJ・kWh
☐ 電気			GJ・kWh
☐ 熱			GJ・kWh
☐ 電気			GJ・kWh

備考 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
 5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1-5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
☐ 熱	1. X X 電力 (メニュー1)	1,000 GJ・kWh	8,640 kl	20 %
☒ 電気				
☐ 熱	2.	GJ・kWh	kl	%
☐ 電気				
☐ 熱	3.	GJ・kWh	kl	%
☐ 電気				

2 連携省エネルギー措置の実績

2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

連携していない場合、記入不要。

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

--

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定第3表～認定第5表2）◆

認定－第3表

事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 □と■とする)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号	工場等に係 る事業の名称
第 二 種 (指定区分の変更手続きが必要□)	XXXXXXXX	本社兼工場	〒0000-0000 東京都〇〇	1 6 2 1	ソーダ工業
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒		
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒		

認定－第4表

現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類におけ る細分類番号	工場等に係る事業 の名称	エネルギーの使用 量（原油換算kl）
	〒			
	〒			
	〒			

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考1の報告の際には、指定－第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考1の報告の際には、指定－第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定－第5表

事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： 〇〇 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	エネルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素
事業者 全体	主たる事業	ソーダ工業
	細分類番号	1 6 2 1
	当該事業を 所管する大臣	経済産業大臣
	商標又は 商号等	
1	工場等に係る 事業の名称 細分類番号 当該事業を 所管する大臣	t-CO ₂
2	工場等に係る 事業の名称 細分類番号 当該事業を 所管する大臣	t-CO ₂
3	工場等に係る 事業の名称 細分類番号 当該事業を 所管する大臣	t-CO ₂

- 備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
- 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第5表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。
- 6 本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定－第5表の2に必要事項を記載すること。
- 7 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	エネルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素
事業者 全体	主たる事業	
	細分類番号	
	当該事業を 所管する大臣	
	商標又は 商号等	
1	工場等に係る 事業の名称 細分類番号 当該事業を 所管する大臣	t-CO ₂
2	工場等に係る 事業の名称 細分類番号 当該事業を 所管する大臣	t-CO ₂
3	工場等に係る 事業の名称 細分類番号 当該事業を 所管する大臣	t-CO ₂

- 備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、認定－第5表の1の備考4（1）に掲げる量を記載すること。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定第5表3～認定第5表6の3）◆

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	2,700 t-CO ₂
--------------	-------------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000489 t-CO ₂ /kWh	A社の基礎排出係数	A社電力管内の事業所

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000485 t-CO ₂ /kWh	A社の調整後排出係数	A社電力管内の事業所

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定第5表の4の1及び4の2に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種別	合計量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定第5表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定第5表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定第5表の6の4に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
クレジット特定番号等		
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合計量		t-CO ₂

備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日	無効化量
識別番号		
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合計量		t-CO ₂

備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定第5表6の4～認定第5表7）◆

6の4 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

数字を○で囲う。

数字を○で囲う。

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

◆個別の工場・事業場の報告分（指定－第1表）◆

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定－第1表

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	×××××××				
当該工場等の名称	株式会社○○ △△工場				
当該工場等の所在地	〒○○○-○○○○ 千葉県○○				
主たる事業	セメント製造業				
細分類番号	2	1	2	1	
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 生産技術課 副長 氏名 省エネ 四郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 * * - 2021 - 3 - * * * * 電話 (× × × × - × × - × × × ×) FAX (× × × × - × × - × × × ×) メールアドレス × × × × × × @ × × × × .				

◆個別の工場・事業場の報告分（指定－第2表1－1）◆

指定－第2表
事業者のエネルギーの使用量等

1－1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度							
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量				購入した未利用熱の量	
		数量	熱量GJ	数量	熱量GJ	数量	熱量GJ	数量	熱量GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く）	kL							
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kL							
	揮発油	kL							
	ナフサ	kL							
	ジェット燃料油	kL							
	灯油	kL	50	1,825					
	軽油	kL	2,500	9,500					
	A重油	kL	500	19,450					
	B・C重油	kL	1,500	62,700					
	石炭	t							
	アスファルト	t							
	石油コークス	t	10,000	341,000					
	液化石油ガス（LPG）	t							
	石油系液化天然ガス	千m ³							
	液化天然ガス（LNG）	t							
	その他可燃性天然ガス	千m ³							
	輸入原料炭	t							
	コークス用原料炭	t							
	灰込用原料炭	t							
石炭	輸入一般炭	t	500,000	13,050,000					
	国産一般炭	t							
	輸入無煙炭	t							
	石炭コークス	t							
	コールタール	t							
	コークス炉ガス	千m ³							
	高炉ガス	千m ³							
	発電用高炉ガス	千m ³							
	転炉ガス	千m ³							
	都市ガス	千m ³							
その他	()	千m ³							
	小計	GJ		13,484,475					
非化石燃料	風速	t							
	木材	t							
	木質燃料	t							
	バイオエタノール	kL							
	バイオディーゼル	kL							
	バイオガス	千m ³							
	その他バイオマス	t							
	BF	t							
	RF	t							
	炭素繊維	t							
	炭素繊維	t							
	炭素繊維	t							
	炭素繊維	t							
	炭素繊維	t							
	炭素繊維	t							
	炭素繊維	t							
	炭素繊維	t							
	炭素繊維	t							
	炭素繊維	t							
	炭素繊維	t							
その他	()	GJ							
	()	GJ							
	小計	GJ		0					
他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ							
	うち化石	GJ							
	産業用以外の蒸気	GJ							
	うち化石	GJ							
	暖水	GJ							
	うち化石	GJ							
	冷水	GJ							
	うち化石	GJ							
	小計	GJ							
	うち化石	GJ							

電気事業者からの買電	うち化石	GJ							
	()	GJ							
	うち化石	GJ							
	地熱	GJ							
	太陽熱	GJ							
	雪氷熱	GJ							
	()	GJ							
	()	GJ							
	小計	GJ		0					
	うち化石	GJ		0					
	電気事業者	千kWh	150,000	1,296,000					
	うち化石	千kWh	30,000	259,200					
	オフサイト電力（購入型）	千kWh							
	オフサイト電力（購入型）	千kWh							
	オフサイト電力（購入型）	千kWh							
	自己調達	千kWh							
	自産自消費	千kWh							
	上記以外の自己調達	千kWh							
	うち化石	千kWh							
	重み付け化石	千kWh							
	()	千kWh							
	うち化石	千kWh							
	重み付け化石	千kWh							
	他事業所からの供給	千kWh							
	うち化石	千kWh							
他事業所からの買電	重み付け化石	千kWh							
	うち化石	千kWh							
	重み付け化石	千kWh							
	うち化石	千kWh							
	重み付け化石	千kWh							
	うち化石	千kWh							
	重み付け化石	千kWh							
	うち化石	千kWh							
	重み付け化石	千kWh							
	うち化石	千kWh							
太陽光	太陽光	千kWh							
	風力	千kWh							
	地熱	千kWh							
	水力	千kWh							
	()	千kWh							
	()	千kWh							
	化石	千kWh	250,000	2,160,000					
	非化石	千kWh							
	化石	千kWh							
	非化石	千kWh							
小計	小計	千kWh		1,296,000					
	うち化石	千kWh		259,200					
	重み付け化石	千kWh		0					
	化石	千kWh							
	合計	GJ		14,780,475					
	うち化石	GJ		259,200					
	原油換算	kL	⑧	381,336				⑨	
	うち化石	kL		6,687					
	前年度原油換算	kL		14,044,659					
	前年度比（％）			-98.9					

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
2 ※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

◆個別の工場・事業場の報告分（指定－第2表1－2～指定－第6表）◆

1－2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度	
		数値	原油換算 kl
月別	4月	千kWh	
	5月	千kWh	
	6月	千kWh	
	7月	千kWh	
	8月	千kWh	
	9月	千kWh	
	10月	千kWh	
	11月	千kWh	
	12月	千kWh	
	1月	千kWh	
	2月	千kWh	
	3月	千kWh	
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh	50,000
	需給が厳しい時間帯	千kWh	35,000
	その他の時間帯	千kWh	65,000
	合計	千kWh	150,000

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。
 なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
 2 原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1－3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	50 日
------------------------	------

備考 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1－4 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
☐ 熱 ☒ 電気	1. △△電力(メニュー○)	150,000 GJ・kWh	1,296,000 kl	20 %
☐ 熱 ☐ 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
☐ 熱 ☐ 電気	3.	GJ・kWh	kl	%

指定－第3表

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備	原料予備粉砕機	堅型ミル (1,100 kW)	300 日/年 (24 時間/日)	
	廃熱ボイラー	自然循環式廃熱ボイラー (2.0 t/h)	300 日/年 (24 時間/日)	〇〇年度テスト導入
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備	セメント焼成炉	クリンガ製造用キルン (150 t/h)	300 日/年 (24 時間/日)	
	乾燥炉	定格容量 27.1 N/h	250 日/年 (24 時間/日)	

指定－第4表

エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（名称： 生産量 ）（単位： 千 t ）	〇〇 年度	対前年度比（%）
	6,000	99.8

指定－第5表

エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	〇〇 年度	対前年度比（%）
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量（経路別）（指定-第2表②' - ②' - ②'）}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第4表②）}}$	63.56	97.5

備考 ②' は②の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

	〇〇 年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位 = $\frac{\text{電気需要最適化評価係数（指定-第2表②' - ②' - ②'）}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第4表②）}}$	63.22	98.1

3 非化石エネルギーの使用状況

	〇〇 年度
非化石電気の使用状況 = $\frac{\text{補正後の非化石電気 合計原油換算 kl}}{\text{補正後の電気 合計原油換算 kl}}$	7.5 %

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

- ①他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
- ②「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定－第6表

過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	5 年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	64.34	63.21	63.10	63.08	63.56	
対前年度比（%）	98.2	99.8	100.0	100.8	99.7	

2 電気需要最適化評価原単位

	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	5 年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位	64.23	63.10	62.99	63.00	63.22	
対前年度比（%）	98.2	99.8	100.0	100.4	99.6	

3 非化石エネルギーの使用状況

	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	目標
非化石電気の使用状況	6.5 %	7.0 %	6.9 %	7.2 %	7.5 %	20 %

◆個別の工場・事業場の報告分（指定－第7表、指定－第8表1）◆

指定－第7表

エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

- 1 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由	セメント需要動向の変化により、比較的エネルギー原単位が大きい低熱ポルトランドセメント等の生産割合が増加したため、全体のエネルギー消費原単位が悪化した。また、セメント生産量が減少したことでもエネルギー消費原単位の悪化に寄与している。
（ロ）の理由	指定－第6表1の「5年度間平均原単位変化」が99%以下の場合記入不要。 数値等を用いながら、具体的に記入。

指定－第5表の「対前年度比」が100%未満の場合記入不要。

備考（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

- 2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由	セメント需要動向の変化により、比較的エネルギー原単位が大きい低熱ポルトランドセメント等の生産割合が増加したため、全体のエネルギー消費原単位が悪化した。また、セメント生産量が減少したことでもエネルギー消費原単位の悪化に寄与している。
（ニ）の理由	指定－第6表2の「5年度間平均原単位変化」が99%以下の場合記入不要。

指定－第5表の「対前年度比」が100%未満の場合記入不要。

備考（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

- 3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

理由	指定第6表3において、報告対象年度の実績が前年度と比べて向上している場合記入不要。
----	---

指定－第8表

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1又は2のいずれかに記入すること。）

- 1 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）

主に事業場				
対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
(1) 空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理 管理標準の設定の状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	空気調和設備、換気設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たっての措置 新設・更新の際、判断基準どおり措置した 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
(2) ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理 管理標準の設定の状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置 新設・更新の際、判断基準どおり措置した 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
(2)－2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機、動力設備の管理 管理標準の設定の状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	照明設備、昇降機、動力設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	照明設備、昇降機の新設・更新に当たっての措置 新設・更新の際、判断基準どおり措置した 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
(4) 受変電設備	受変電設備の管理 管理標準の設定の状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	受変電設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	受変電設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	受変電設備の新設・更新に当たっての措置 新設・更新の際、判断基準どおり措置した 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
BEMS				BEMSの新設・更新に当たっての措置 BEMSを採用した BEMSを採用していない
(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等から発電に供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理 管理標準の設定の状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置 新設・更新の際、判断基準どおり措置した 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
(5)－2 太陽発電設備等			太陽発電設備等の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理 管理標準の設定の状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	事務用機器に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	事務用機器の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置 新設・更新の際、判断基準どおり措置した 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
(7) 業務用機器	業務用機器の管理 管理標準の設定の状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	業務用機器に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	業務用機器の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	業務用機器の新設・更新に当たっての措置 新設・更新の際、判断基準どおり措置した 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供				情報提供している 一部の賃借事業者に情報提供している 情報提供していない

2-1 工場等(専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。)における判断の基準の遵守状況(法第5条第1項第2号関係)

		④維持管理に定めている計画及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	④維持管理に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	④更新・更新の計画、判断基準及び点検している ☐ 新設・更新の計画、判断基準とおり点検していない ☐ 新設・更新の計画、判断基準とおり点検している ☐ 当年年度に設備を新設・更新していない	
5(2) 電気設備の電気の喪失の防止	電気設備の電圧及び配電設備の管理	④維持管理に定めている管理の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	④維持管理に定めている計画及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	④保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	④新設・更新の計画、判断基準とおり点検している ☐ 新設・更新の計画、判断基準とおり点検していない ☐ 当年年度に設備を新設・更新していない
		④維持管理に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	④維持管理に定めている計画及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	④保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	④新設・更新の計画、判断基準とおり点検している ☐ 新設・更新の計画、判断基準とおり点検していない ☐ 当年年度に設備を新設・更新していない
6 電気設備の安全、衛生、環境の美化					
6(1) 電動機、電動工具、電動機、電気加熱設備等の管理	電動機、電動工具、電動機、電気加熱設備等の管理	④維持管理に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	④維持管理に定めている計画及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	④電力工具用設備、電気加熱設備の保守及び点検 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	④電動機、電動工具、電動機、電気加熱設備の新設・更新に当たっての措置 ☐ 新設・更新の計画、判断基準とおり点検している ☐ 新設・更新の計画、判断基準とおり点検していない ☐ 当年年度に設備を新設・更新していない
		④維持管理に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	④維持管理に定めている計画及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	④電力工具用設備、電気加熱設備の保守及び点検 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	④電動機、電動工具、電動機、電気加熱設備の新設・更新に当たっての措置 ☐ 新設・更新の計画、判断基準とおり点検している ☐ 新設・更新の計画、判断基準とおり点検していない ☐ 当年年度に設備を新設・更新していない
6(2) 照明機器、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	④維持管理に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	④維持管理に定めている計画及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	④照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	④照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置 ☐ 新設・更新の計画、判断基準とおり点検している ☐ 新設・更新の計画、判断基準とおり点検していない ☐ 当年年度に設備を新設・更新していない

発電所の名称					
施設番号（設備の名称）					
型式					
出力 (kW)					
設備の用途					
実績効率 (%)					
設計効率 (%)					
燃料種ごとの基本情報					
燃料種					
年間使用量 (GJ)					
熱量構成比 (%)					
設備に投入する排熱エネルギーの有無					
設備から得られた電気エネルギー量 (千kWh)					
高効率化に向けた取組					
設備から得られた熱エネルギーのうち熱として活用された量 (GJ)					
設備に投入したバイオマスのエネルギー量 (GJ)					
バイオマスの種類					
設備に投入した水素のエネルギー量 (GJ)					
設備に投入したアンモニアのエネルギー量 (GJ)					
設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量 (GJ)					
副生物・廃棄物の種類					
その他設備の高効率化に向けた取組					
調整力稼働による補正値 (%)					

47

◆個別の工場・事業場の報告分（指定－第9表、指定－第10表）◆

指定－第9表
その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要
・設備を集約化して生産プロセスを見直し、高効率ボイラー1基を導入し、生産効率を5%改善した。 ・省エネパトロール 職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認 ・省エネ勉強会 省エネ推進メンバーを対象として実施 ・省エネ月間の推進（2月）
前年度の中長期計画書を参考に、設備の更新等の記載。

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措置の概要
・電気を大量に消費する一部の製品を夜間に生産している。

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要
・原料廃棄も原料の一部として活用できる特徴を生かし、通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進めている。

指定－第10表
エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	1,177,773 t-CO ₂
-----------------------	-----------------------------

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
（1）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（2）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（3）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考1（2）掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の3にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000489 t-CO ₂ /kWh	A社の基礎排出係数	A社の買電

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

--

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第10表の3に記載すること。

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 （該当するものに○をすること）	1. 有 ② 無	その他の関連情報の提供の有無 （該当するものに○をすること）	1. 有 ② 無
------------------------------------	-------------	-----------------------------------	-------------

数字を○で囲う。

数字を○で囲う。

備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
2 同法第32条第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

連携省エネルギー計画認定申請書 記入例

様式第 13（第 47 条関係）

様式第 13（第 47 条関係）	※受理年月日	
	※処理年月日	

連携省エネルギー計画認定申請書

〇〇経済産業局長 殿

〇〇年 〇月 〇日

(代表申請者)
 住所 東京都〇〇
 法人名 株式会社〇〇
 法人番号 ××××××××××××××
 代表者の役職名 代表取締役社長
 代表者の氏名 ●● ●●

(共同申請者)
 住所 埼玉県〇〇
 法人名 △△株式会社
 法人番号 ××××××××××××××
 代表者の役職名 代表取締役社長
 代表者の氏名 ▲▲ ▲▲

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 50 条第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

1. 連携省エネルギー措置を実施する者の概要 (1) 代表申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	×××××××
事業者の名称	株式会社〇〇
主たる事務所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	〇〇〇〇
資本金	1 億 5,000 万円
従業員数	1,500 名
連絡先	電話 (×× -××××-××××) FAX (×× -××××-××××) メールアドレス ××××××@××××

(2) 共同申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	×××××××
事業者の名称	△△株式会社
主たる事務所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	〇〇〇〇
資本金	1 億円
従業員数	1,000 名
連絡先	電話 (×× -××××-××××) FAX (×× -××××-××××) メールアドレス ××××××@××××

2. 連携省エネルギー措置の目標

連携省エネルギー措置を行う工程では、現状、株式会社〇〇が 110、000 (k1/年)、△△株式会社が 20、000 (k1/年) のエネルギーを使用している。これを株式会社〇〇が 120、000 (k1/年)、△△株式会社が 0 (k1/年) とし、全体で 10、000 (k1/年) の削減を目標とする。
 なお、エネルギー消費原単位は下記の通り 7、7 % 程度の改善が見込まれる。
 ・エネルギー使用量と密接に関係する値：上工程生産量（単位：t）
 ・連携省エネルギー措置実施前のエネルギー消費原単位：
 $(110,000 + 20,000) \text{ k1} / 10,000 \text{ t} = 13$
 ・連携省エネルギー措置実施後のエネルギー消費原単位：
 $(120,000 + 0) \text{ k1} / 10,000 \text{ t} = 12$
 ・連携省エネルギー措置による原単位変化： $(12 - 13) / 13 = 0.077$

3. 連携省エネルギー措置の内容

株式会社〇〇と△△株式会社がそれぞれ保有している化学品製造プラントについて、上工程を株式会社〇〇に集約して△△株式会社の設備を廃止する。 上工程の集約により、株式会社〇〇のプラントの稼働率が5%向上し、それに伴いエネルギー消費効率が改善する。稼働率の向上と△△株式会社の上工程廃止により、省エネルギー措置の目標を達成する。 また、上工程の生産物を株式会社〇〇から△△株式会社へ供給するため、新たに配管を敷設する。	
(チェック欄)	
連携省エネルギー措置の実施にあたり、独占禁止法に抵触する内容は含みません。	✓

4. 連携省エネルギー措置の実施場所及び実施期間

実施場所	株式会社〇〇 ××工場 (東京都〇〇) △△株式会社 □□工場 (埼玉県〇〇)
実施期間 ※計画の実施の始期及び終期を記載すること。	〇〇年〇月～〇〇年〇月

5. 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

上工程で生産される生産物の両社の消費割合により、算出することとする。

6. 連携省エネルギー措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 (1) 資金調達計画

年度	実施者	使途項目	調達先（千円）				
			自己資金	借入金	補助金	その他	合計
〇〇年	株式会社〇〇	設備取得・工事費		16,000	8,000		24,000
〇〇年	株式会社〇〇	設備取得		50,000	20,000		70,000
〇〇年	△△株式会社	設備撤去	8,000				8,000
備考							

(2) 支援措置の利用

連携省エネルギー措置の実施に当たって、支援措置の利用の有無	1. 有り (〇〇〇補助金) 2. 無し
-------------------------------	---------------------------

7. その他

株式会社〇〇及び△△株式会社とともに、本件についてはそれぞれの労働組合と協議を行い、合意を得ている。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 5 複数の連携省エネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

別添 1 略

認定管理統括事業者に係る認定申請書 記入例

様式第 10（第 44 条関係）

認定管理統括事業者に係る認定申請書	
〇〇経済産業局長 殿	20〇〇年 〇月 〇日
(代表申請者) 住所 東京都〇〇 法人名 株式会社〇〇 法人番号 ×××××××××××××× 代表者の役職名 代表取締役社長 代表者の氏名 ●● ●●	
(共同申請者) 住所 埼玉県〇〇 法人名 △△株式会社 法人番号 ×××××××××××××× 代表者の役職名 代表取締役社長 代表者の氏名 ▲▲ ▲▲	
(共同申請者) 住所 千葉県〇〇 法人名 □□株式会社 法人番号 ×××××××××××××× 代表者の役職名 代表取締役社長 代表者の氏名 ■■ ■■	
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。	

1. 認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となる者の概要

(1) 認定管理統括事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	×××××××
事業者の名称	株式会社〇〇
主たる事務所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	〇〇〇〇
資本金	1億5,000万円
従業員数	1,500名
連絡先	電話 (×× - ××××-××××) FAX (×× - ××××-××××) メールアドレス ××××××@××××

(2) 管理関係事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	×××××××
事業者の名称	△△株式会社
主たる事務所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	〇〇〇〇
資本金	1億円
従業員数	1,000名
連絡先	電話 (×× - ××××-××××) FAX (×× - ××××-××××) メールアドレス ××××××@××××

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	×××××××
事業者の名称	□□株式会社
主たる事務所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	〇〇〇〇
資本金	50百万円
従業員数	300名
連絡先	電話 (×× - ××××-××××) FAX (×× - ××××-××××) メールアドレス ××××××@××××

2. 認定管理統括事業者となる者と管理関係事業者となる者の関係

株式会社〇〇は、△△株式会社と□□株式会社の株式の全てを所有しており、株式会社〇〇の子会社に該当する。

3. エネルギーの使用の合理化のための措置の一体的管理の概要

株式会社〇〇と△△株式会社及び□□株式会社は、エネルギーの使用の合理化等の取組方針及びエネルギー管理の手法を共有して運用するとともに、月次で株式会社〇〇のエネルギー管理統括者が委員長を務める環境技術委員会において、エネルギーの使用の状況等について情報交換を行うことでエネルギー管理の一体性を確保している。

4. 認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となる者が設置している全ての工場等のエネルギーの使用量の合計量

(〇〇年度) 1,000,000 原油換算k1

5. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号 事業の名称	エネルギーの使用量 (原油換算k1)
〇〇工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇	〇 〇 〇 〇 ▼▼製造業	500,000
××工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇	〇 〇 〇 〇 ▼▼製造業	200,000
△△工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇	〇 〇 〇 〇 ▼▼製造業	150,000

6. その他

--

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

別添1,2 略

別添を含めた『認定管理統括事業者に係る認定申請書 記入例』は、省エネポータルサイト（P.54）『連携省エネルギー計画、認定管理統括事業者の認定制度』を参照

各措置における電気の一次換算係数について

下表のとおり、電気の種類によって各評価軸における補正の仕方が異なる点に注意が必要です。

電気の種類					一次換算係数（GJ/ 千 kWh）		
					(a) エネルギーの使用の 合理化措置	(b) 非化石エネルギー への転換措置	(c) 電気の需要の最適化 措置
買電	系統電気	自己託送 以外	電気事業者 からの買電	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
			オフサイト PPA	非化石 重み付けなし	3.6	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石 重み付けあり	3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
		自己託送	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6
			上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64
				非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64
			自営線 (他事業者からの供給)	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2
	上記以外	化石分		8.64	8.64 (化石カウント)	8.64	
		非化石分		8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64	
自家発	直接使用・自営線 (自社内の供給含む)		非燃料由来の非化石電気 (オンサイト PPA 含む)	3.6	8.64 × 1.2	3.6	
			上記以外	※投入した燃料・熱でカ ウント（非化石燃料は 0.8 倍）	電気の非化石割合を指 標とするとき→ 発電量に対して 8.64 を掛けてカウントする。 上記以外を指標とする とき→ 投入した燃料・熱でカ ウントする。（ただし非 化石燃料は 0.8 倍しな い）	※投入した燃料・熱で カウント（非化石燃 料は 0.8 倍）	

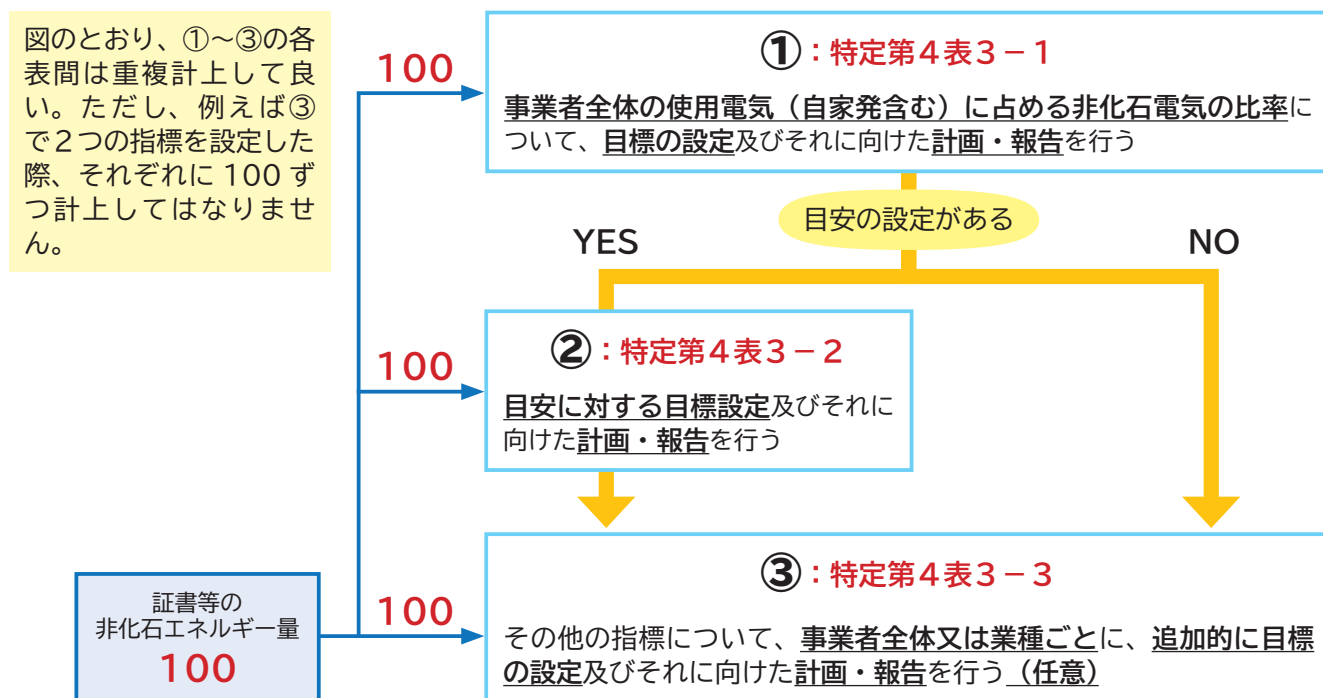
省エネ法の評価対象となる証書等の種類

省エネ法で非化石転換の取組として評価される証書等は下表のとおりです。

熱	電気	その他
・ 非化石熱由来国内クレジット ・ 非化石熱由来オフセット・クレジット ・ 認証済グリーン熱証書 ・ 非化石熱由来 J-クレジット	・ 非化石電気由来国内クレジット ・ 非化石電気由来オフセット・クレジット ・ 認証済グリーン電力証書 ・ 非化石電気由来 J-クレジット ・ 非化石証書	・ その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書 等

複数の目標を設定する際のクレジット量の分配について

非化石エネルギー使用状況の算定に当たり、証書等の非化石エネルギー量を考慮する際、下図①～③の各表を跨ぐ場合は重複して計上してよいですが、同表内で複数の指標を設定する場合は、その指標間で重複して計上してはなりません。



証書等による非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法

- 証書等による非化石エネルギーのみなし使用量は以下の計算式で算出します。非化石エネルギーへの転換に係る評価においては、使用した非化石エネルギーのうち、この非化石エネルギー相当量分を非化石エネルギーに置き換えて計算を行います。

$$\text{非化石エネルギーのみなし使用量} = \text{報告対象年度の無効化量} - \text{報告対象年度の移転量} + \text{非化石証書に係る電力の量}^{(*)}$$

※1月1日～12月31日の発電に係るもの

※報告年度の4月1日～6月30日までの間に無効化した国内認証排出削減量の非化石エネルギー相当分についても、当該報告年度の報告に用いることができます。ただしその場合、翌年度の報告に含めることはできません。

●テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方

テナントビルにおけるテナント専用部分は、オーナー側のみ、又はテナント側の方の努力だけでは省エネルギーにつながらない場合があります。省エネルギーの一層の推進のため、オーナー・テナント双方が協力してエネルギー管理を行ってください。

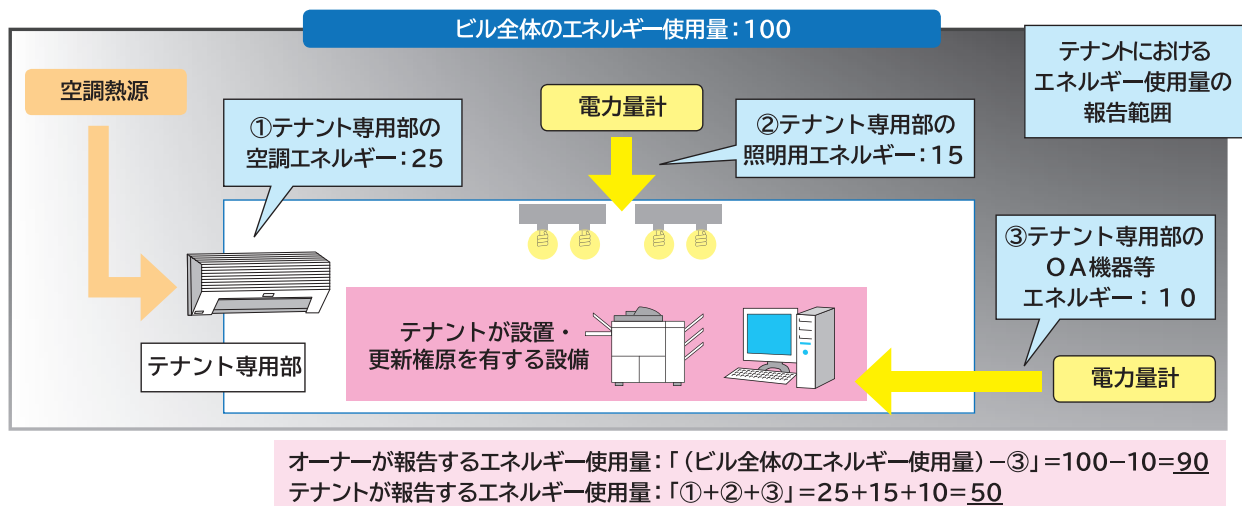
今般の省エネ法の改正に伴い、事業者は新たに電気需要最適化時間帯の電気使用量を報告することとなりますが、報告範囲はこれまでと同様とし、また、これまでと同様の手法によって推計した電気使用量を用いて報告することができます。

- オーナーは、テナントがエネルギー管理権原^{※1}を有している設備以外のエネルギー使用量を報告。^{※2}
- テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらずテナント専用部に係る全てのエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明等）を報告。
- オーナーは、テナントに対し、テナント専用部のエネルギー使用量について可能な範囲で情報提供することが必要（判断基準にも規定）。
- テナントは、実測値を報告することが困難な場合には、推計値で報告することも可能。
- 推計値を算出する際の推計手法は、事業者がその状況に応じ、適切かつ合理的な手法を選択することが求められます。

※1：エネルギー管理権原……設備の設置・更新権限を有し、エネルギー使用量を実測値として把握できること。

※2：ベンチマーク指標の状況（特定－第6表）の報告においては、事業者間の公平性の観点から、オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備のエネルギー使用量を含めて報告してください。これに伴い、事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位等の変化状況等（特定－第2～4表）の報告においても、オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備のエネルギー使用量を含めて報告することも可能です。

テナントビルにおけるエネルギー使用量の報告のイメージ

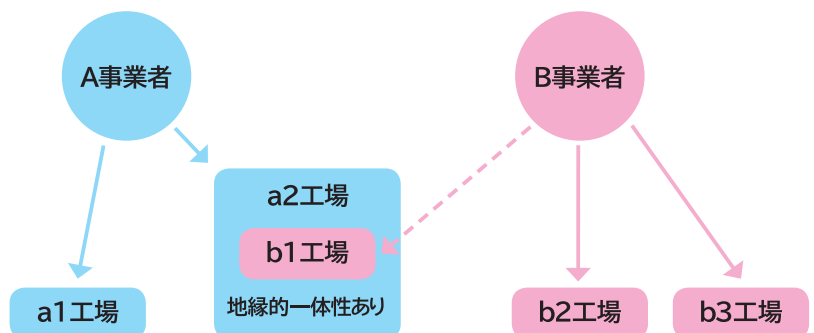


●地縁的一体性を持った複数事業者の取扱い

同一敷地内又は隣接した敷地に工場が設置されている場合がありますが、以下の条件を満たす場合、A事業者がb1工場のエネルギー使用量をまとめて報告^{※3}することもできます。

条件

- ①両工場に地縁的一体性^{※4}が認められること。
- ②A事業者の総エネルギー使用量が1,500kℓ/年度以上であること。
- ③「A事業者がb1工場の省エネ法上の義務を負うこと」についてA事業者、B事業者の両者が合意していること^{※5}。
- ④前年度のa2工場とb1工場のエネルギーの使用量の合計値が、第二種エネルギー管理指定工場等の裾切り値を上回る場合、A事業者はa2工場にその合計値が該当する区分に応じた人数のエネルギー管理者、エネルギー管理員を選任すること。



※3：A事業者は、b1工場の情報を定期報告書等で報告するとともに、b1工場のエネルギーの使用の合理化等に努めることが必要です。

※4：同一敷地内又は隣接した敷地に両工場が設置され、かつ、両工場にエネルギー管理上の結びつきがあるもの。

※5：覚書等の書面をもって合意することが必要です。覚書は国に提出する必要はありませんが、事業者両方で保管しておく必要があります。

資源エネルギー庁の「省エネポータルサイト」では、省エネに関する国の規制や各種支援制度の概要等をご紹介します。

省エネ法について詳しく知りたい場合はポータルサイトへ！ 検索キーワード例

省エネポータルサイト

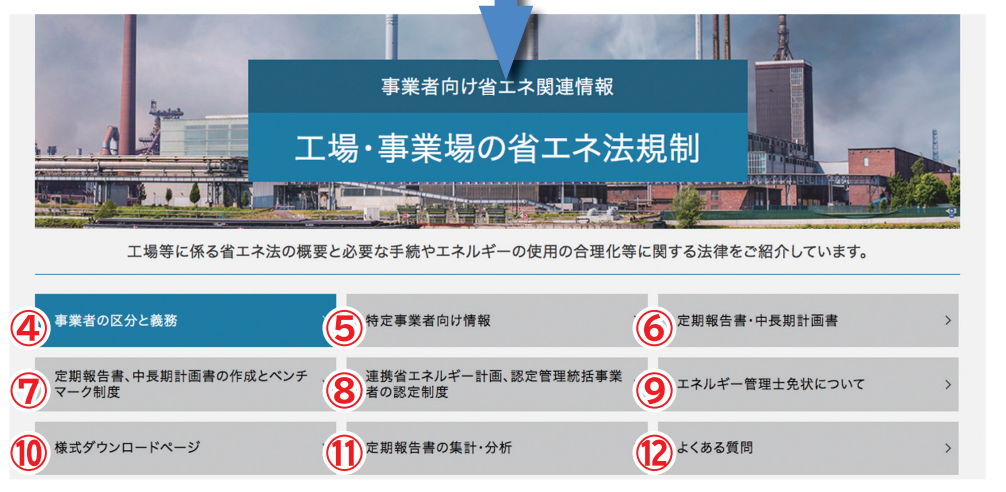
検索



① **事業者向け省エネ**をクリックしてください。「省エネ法の概要」「工場・事業場の省エネ法規制」「輸送の省エネ規制」など、様々な省エネ関連情報をご覧いただけます。

② **省エネ法の概要**についてのページでは省エネ法の概要と必要な手続き、各種制度の概要等をご紹介します。クラス分け評価制度、中長期計画指針、お問い合わせ先等も掲載されています。

③ **工場・事業場の省エネ法規制**のページでは、工場・事業場向けの省エネ法手続やエネルギー管理士免状に関して紹介しています。定期報告書作成ツールもこちらからダウンロードできます。



④ **事業者の区分と義務**のページでは事業者全体としての義務、エネルギー管理指定工場等ごとの義務等を解説しています。
→本書 P.4 関連

⑤ **特定事業者向け情報**のページでは、特定事業者・特定連鎖化事業者の区分や届け出について解説し、原油換算ツールもダウンロードできます。→本書 P.3 関連

⑥ **定期報告書・中長期計画書**のページでは、特定事業者・特定連鎖化事業者が提出すべき定期報告書・中長期報告書についての情報をご提供しています。→本書 P.24 ~ 48 関連

⑦ **定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度**のページでは、定期報告書及び中長期計画書等の記入要領や電子申請の方法についての情報を提供しています。電子情報処理組織使用届出書や、定期報告書作成支援ツールもダウンロードいただけます。→本書 P.24 ~ 48 関連

⑧ **連携省エネルギー計画、認定管理統括事業者の認定制度**のページからは、連携省エネルギー計画申請の手引き[工場等]や認定申請書をダウンロードしていただけます。→本書 P.17 ~ 19 関連

⑨ **エネルギー管理士免状**のページでは、エネルギー管理士免状交付申請についての情報を提供しています。申請書もこちらでダウンロードしていただけます。→本書 P.7 関連

⑩ **様式ダウンロードページ**からは、省エネ法の各種様式をダウンロードできます。

⑪ **定期報告書の集計・分析**のページからは、定期報告書の集計表やレポートを取得することができます。

⑫ **よくある質問**のページでは、頻りに寄せられる質問について掲載しています。→本書 P.57 関連

5 定期報告書及び中長期計画書の電子申請

●電子申請のメリット

- オンラインによる定期報告の提出は、郵送等による紙での提出より便利です。複数の提出先に対する印刷と郵送が不要で、システムを介した再提出も可能です。
- 令和4年度より、定期報告書、中長期計画書等の作成と提出を一体的に行える電子報告システム「EEGS（イーグス）」の運用を開始しております。
- オンラインによる提出を行うためには、事前に「電子情報処理組織使用届出書」の提出が必要となります。詳細は下記をご参照ください。

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム

通称：EEGS（イーグス）

Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」は、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムです。

報告手続の効率化の観点から、定期報告書等の提出は原則としてEEGSをご利用いただきますようお願いいたします。

●EEGS 利用のメリット

報告書提出に伴う作業の低減	システム上で報告書提出が完了するため、紙での提出は不要 省エネ法・温対法・フロン法における各種報告の一元管理が可能
算定精度の向上	システム上で入力値の自動チェックが可能のため、事業所管省庁からの差戻し回数が減少
過年度報告内容の確認	過去に提出した報告書の内容を確認でき、過年度の報告内容を参照しつつ今年度の報告書を作成可能
報告書処理状況の確認	提出した報告書の省庁での処理状況（提出、受理、差戻し等）がシステム上で確認可能

●電子情報処理組織使用届出書の届出手順

1. 電子情報処理組織使用届出書の作成



特定事業者等の皆様

2. 提出



3. 電子申請に必要なID・PWを通知

経済産業局

『電子情報処理組織使用届出書』は省エネポータルサイト（P.56）『様式ダウンロードページ』の様式43を参照。電子情報処理組織使用届出書に特定排出者番号、特定事業者番号、所在地、事業所名等の基本的な情報を記載。申請から通知まで1ヶ月ほどかかりますので、定期報告書等の提出期限（7月末）までに余裕をもって申請してください。

6 各種支援策

●省エネルギー設備への更新を促進するための補助金（令和4年度補正予算） （省エネルギー投資促進支援事業費補助金、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金）

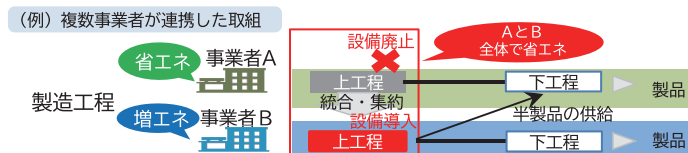
（A）先進事業

「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」等にて検討された先進的な省エネ設備等に係る評価軸・評価項目等に適合する設備等を事前登録し、当該設備等の導入を重点的に支援。



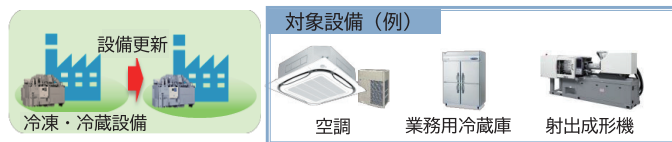
（B）オーダーメイド型事業

個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備・システム等の複合的な更新により、エネルギー消費効率を改善する省エネ取組を支援。



（C）指定設備導入事業

従来設備と比較して優れた省エネ性能を有する設備への更新を支援。



（D）エネルギー需要最適化対策事業

エネマネ事業者※の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネを支援する者。

●中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金（令和4年度補正予算）

エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等の提案に係る経費及び専門人材育成に係る経費を支援。

●中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金（令和5年度予算案）

（1）エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業

エネルギー利用最適化診断事業

中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断、AI・IoT等を活用した運用改善や再エネ導入等提案を行う。

情報提供事業

診断事例の横展開、セルフ診断ツールの提供、関連セミナーへの講師派遣を実施する。



（2）地域のエネルギー利用最適化取組支援事業

地域プラットフォーム構築事業

中小企業等にとって身近な相談先である自治体、金融機関、中小企業団体等と連携し、多様な省エネ相談等に対応できるエネルギー関連の専門家と経営専門家の双方よりエネルギーコストの削減や設備導入に係るアドバイスが可能な体制を地域ごとに整備する。

プラットフォーム情報提供基盤構築事業

地域プラットフォームから地域内の中小企業、自治体及び金融機関等に省エネ等に関する様々な情報提供を行うとともに、他地域のプラットフォームとの連携を行う。

●省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金（令和5年度予算案）

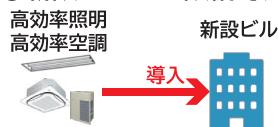
指定金融機関（民間金融機関等）から融資を受ける事業者に対して利子補給を行う。

支援策の具体例

①既設工場への新たなボイラーの増設



②新設ビルへの設備導入



③ソフト面での省エネ取組



●環境・エネルギー対策資金（省エネルギー関連）（財政投融資）

法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するために省エネ設備等を導入する中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫から低利融資を行う。

7 よくある質問と回答

<改正省エネ法について>

Q. 改正省エネ法に基づく定期報告書及び中長期計画書はいつから提出になるか。

A. 改正省エネ法に基づく中長期計画書は 2023 年度、定期報告書は 2024 年度に提出してください。

Q. 省エネ法改正に伴い、ベンチマーク指標について国が定める目標値は変更となるか。

A. ベンチマークは当面、旧省エネ法の算定方法（非化石エネルギーは含めない）、電気の一次エネルギー換算係数（9.76GJ/ 千 kWh）及び目標値を継続します。

Q. 太陽光発電による電気の使用量kℓはどのように算定するか。

A. 太陽光発電による電気は、一次エネルギー換算係数を 3.6GJ/ 千 kWh として熱量換算したのち、原油換算係数 0.0258kℓ /GJ を乗じて算定してください。

<定期報告書の書き方について>

Q. 調整後温室効果ガス排出量を算定するための電力会社の排出係数メニューのどれを使えば良いのでしょうか。

A. 調整後排出係数について、供給を受けている電気に関するメニュー別係数が不明な場合、まずは社内の電気主任技術者にご確認ください。それでも不明な場合は、契約している電力小売事業者に直接お問い合わせください。その際、省エネ法・温対法の報告に使用する旨をご担当者にお伝えください。

Q. エネルギー使用量と密接な関係を持つ値（原単位分母）を変更したい場合、どうしたら良いのでしょうか。

A. 変更理由、及び過去5年間分の変更前後の対比表を作成して定期報告書に添付してください。提出前に事前の相談が必要かどうか、管轄する地域の経済産業局へ確認してください。

Q. テナントビルにおいて、オーナー、テナントそれぞれのエネルギー使用量の参入範囲を教えてください。

A. オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について算入する必要があります（テナントがエネルギー管理権原を有している設備のエネルギー使用量を含めて報告することも可能です）。一方、テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部にかかるエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）をすべて算入する必要があります。なお、「エネルギー管理権原を有している」とは、①設備の設置・更新権限を有し、かつ、②当該設備のエネルギー使用量が計量器等により特定できる状態にあることをいいます。詳細は、P.53をご覧ください。

Q. 都市ガスの換算係数（GJ/千m³）を教えてください。

A. 都市ガス供給事業者にご確認ください。「省エネルギー法定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領」の別添資料「都市ガス供給事業者の供給熱量一覧」に記載されている標準熱量（MJ/m³）を換算係数として利用することも可能です。

<中長期計画書の書き方について>

Q. 中長期計画書「中長期計画作成指針」の欄の記入方法を教えてください。

A. 「中長期的な計画の作成のための指針（中長期計画作成指針）」が業種ごとに計4種類（「専ら事務所」、「製造業」、「鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業」、「上水道業、下水道業及び廃棄物処理業」）作成・制定されています。中長期計画書の計画内容がこれらの中長期計画作成指針に記載がある場合、該当する項番を記載してください。なければ斜線を引いてください。

例：製造業で廃熱回収装置導入を計画した場合、「製造業1（3）」と記入。

Q. ベンチマーク対象外の業種等の場合、中長期計画書の記入方法について教えてください。

A. ベンチマーク対象外の業種等の場合、「Ⅱ計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」「1. 前年度のエネルギー使用量等」の「区分」「対象となる事業の名称（セクター）」「ベンチマーク指標の状況（単位）」「対象事業のエネルギー使用量（原油換算kℓ）」「2. ベンチマーク指標の見込み」及び「3. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」のベンチマークに係る欄については空欄としてください。

Q. 中長期計画書の提出が免除になる条件を教えてください。

A. 直近過去2年度以上連続でS評価の場合、翌年度以降、最後に提出した中長期計画の計画期間内（5年が上限）は、S評価を継続している限りにおいて、中長期計画の提出を免除します。なお、計画期間の最終年度には提出が必要です、ご注意ください。

<電子申請について>

Q. 電子申請の手順を教えてください。電子申請を申し込んでからのID、PW到着期間について教えてください。

A. 「電子情報処理組織使用届出書」を本社機能所在地の経済産業局へ提出すると、電子申請に必要なID／パスワードが通知されます。申請から通知まで1か月ほどかかりますので、定期報告書等の提出期限までに余裕をもって申請してください。

Q. 電子申請時に代表者印は不要なのでしょうか。

A. 代表者印は不要ですが、経済産業局から通知されたID／パスワードが必要になりますので、大切に保管してください。なお、電子申請の初回利用時には所定の手続きが必要になります。詳細は、P.55をご覧ください。

定期報告書の作成、提出について詳しく知りたい方は、省エネポータルサイト（P.54）『定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度』を参照

お問合せ先



経済産業省
資源エネルギー庁 省エネルギー課

〒100-8931
東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
TEL 03-3501-9726

産業技術環境局 環境政策課 環境経済室
(温室効果ガス排出量の報告に関する問合せ)

TEL 03-3501-1679

	電話番号	担当地域
北海道経済産業局 エネルギー対策課	TEL 011-709-1753	北海道
東北経済産業局 エネルギー対策課	TEL 022-221-4932	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東経済産業局 省エネルギー対策課	TEL 048-600-0362	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・ 神奈川・新潟・山梨・長野・静岡
中部経済産業局 エネルギー対策課	TEL 052-951-2775	富山・石川・岐阜・愛知・三重
近畿経済産業局 エネルギー対策課	TEL 06-6966-6051	福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国経済産業局 エネルギー対策課	TEL 082-224-5741	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国経済産業局 エネルギー対策課	TEL 087-811-8535	徳島・香川・愛媛・高知
九州経済産業局 エネルギー対策課	TEL 092-482-5474	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課	TEL 098-866-1759	沖縄

検索キーワード例

北海道 経産局 省エネ法

検索

関係機関・窓口

- 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 (温室効果ガス排出量の報告に関する問合せ) TEL 03-5521-8249
- 一般財団法人 省エネルギーセンター TEL 03-5439-9710

省エネ法に関する情報は、省エネポータルサイトをご覧ください。

➡ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html#enterprise-section

検索キーワード例

省エネポータル 特定事業者

検索



地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量の算定、報告、公表制度について詳細は以下の URL をご参照ください。

➡ <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>

